

◎議長(菅野修一議員)

皆さん、おはようございます。

本日も出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第8号によって進めます。

この際、申し上げます。尾花沢市ボランティア連絡協議会より、議場内の撮影の許可願がありますので、議長において許可いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

まず、8番 高橋隆雄議員の発言を許します。高橋議員。

[8番 高橋隆雄 議員 登壇]

◎8番(高橋隆雄議員)

おはようございます。8番、高橋隆雄です。令和5年度12月定例会にあたり、先の通告にしたいが、私から3項目、一般質問をさせていただきます。なお、再質問は自席で行いますので、よろしくお願いたします。

それでは1つ目です。委託業務などのチェックについてであります。令和5年度の予算における委託料は、総額18億8,823万4,000円であります。ソフト更新など専門的な業務から、庁舎維持管理といったように、多種多様な業務委託があります。それぞれにおいて、報告書、検査など確認作業は行っていることと思います。また、定例監査の実施、決算特別審査なども行われておりますが、それぞれの担当部署における確認作業では、市として統一した確認方法、手順などあるのでしょうか。また、負担金、補助及び交付金においては、令和5年度の予算総額21億3,408万7,000円あります。これらにおきましても、適切な事業報告、会計報告がなされていると思いますが、確認作業等を適切に行っておられるのでしょうか。また、業務委託や、報告確認、検査をするにしても、職員の知識もそれなりに必要かと思えます。それらのことに対して、職員の方々のスキルアップや専門知識など必要だと考えます。そういったことから、職員の方々にも研修など、積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2つ目の質問ですが、学校のいじめ問題についてであります。

2022年度の児童生徒問題行動、不登校調査結果において、全国において、山形県が1,000人あたりのいじめ認知件数で、3年連続全国ワースト1という報道が、今年の10月にありました。私はこの報道に対して驚きました。逆に言うと、教育現場において、きちんと把握し、報告しているのだと捉えておりますが、この調

査においては、どのような調査方法と対応をなされているのでしょうか。また、この結果を受けて、当局ではどのように捉えているのかお聞かせください。

次に、3つ目の質問であります。クマなどの出没についてであります。全国的、特に東北地方においては、クマなどの出没が多くなっています。本市においても、頻繁に人里に出没しているようですが、人的被害が起きないその前に対策を立てなければならないと思います。本市においては、防災無線や市報などで注意喚起を行っているようですが、そのほかに対策は考えているのでしょうか。また、今後の対策を考える上で、人的被害のほか、耕作地における作物の被害の対策を考える上でも、国、県等に生態調査や対策など、要望していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、3項目質問させていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

皆さん、おはようございます。ただ今、高橋議員からは大きく3点についてのご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

なお、2点目の学校内のいじめ問題につきましては、教育委員会より答弁をいただきます。

初めに、委託業務等のチェックについてであります。「業務委託に係る報告・確認方法」及び「負担金、補助及び交付金に係る事業報告・会計報告」について、統一された検査、確認の方法はあるのかというお尋ねでございますが、いずれにつきましても、関係する法令等に基づき、同じ手順で検査、確認をしております。

「業務委託に係る報告・確認方法」についてですが、業務委託に限らず、契約を要するものにつきましては、尾花沢市契約に関する規則において必要事項が規定されており、受注者から契約を履行した旨の届出があった場合は、検査職員等が設計図書に基づき検査を実施し、契約金額に応じて速やかに検査調書を作成することとしております。

次に、「負担金、補助及び交付金に係る事業報告・会計報告」についてですが、基本的には尾花沢市補助金等の適正化に関する規則により、補助金等の交付申請、交付決定、実績報告、額の確定、交付請求といった、一連の事務手続きが規定されております。また、各補助金等については、尾花沢市補助金等の適正化に関する規則を雛形とした、補助金交付要綱が制定されており、「事業報告・会計報告」については、

事業完了後に実績報告書とともに提出していただき、その内容を審査した結果、交付決定の内容に適合するものであれば、補助金等の額の確定通知書により通知しているところであります。

また、これら一連の事務手続きが公正で合理的かつ効率的に行われているかをチェックするため、定例監査におきまして、監査委員による監査が実施されております。

高橋議員からは、業務委託や負担金、補助及び交付金に係る検査、確認にあたり、専門的知識の習得、職員のスキルアップが不可欠ではないかとのことでありますが、まさしくそのとおりであると捉えております。契約を要するもの、あるいは補助金等については、先に申し上げたとおり、成果品や実績を検査、確認するための手順は定まっておりますが、設計図書や提出書類等に基づき、より厳格で適正な検査、確認を実施するためには、職員一人ひとりが業務に関する専門的な知識を身に付け、スキルアップし、検査、確認の内容を充実させていく必要があると考えております。

現在、業務に関する専門的知識習得、スキルアップを図るため、職員研修開催に向け、関係機関と調整している事案もございます。引き続き、必要とされる内容を吟味しながら、職員研修を開催し、職員のスキルアップに努めてまいります。

次に、クマ等の出没についての対応についてお答えを申し上げます。

クマ対策につきましては、市民等の生命と財産を守るため、さまざまな法令を遵守しながら、関係機関と協力し迅速な対応に努めております。主な流れといたしまして、クマ目撃の第一報を受けたあと、速やかに区長、近隣住民への周知を行い、現地確認の上、看板の設置や状況に応じて、有害鳥獣捕獲の許可を発出し対応しております。同時に目撃現場付近のパトロールも、警察や各地区公民館と連携しながら実施することとしており、特に児童、生徒に危険の生ずる場所で目撃された場合には、保護者同伴による登下校を行うなど、教育委員会とも連携しながら、人的被害防止に努めております。今後もこの体制を維持しながら、学校付近での出没が予測された場合には、防犯協会による登下校時間に合わせたパトロールも実施できるよう調整を図ってまいります。

啓発活動といたしましては、山形県からのクマ出没注意報や警報が発令された際には、市内で継続的に出没が確認された時には、防災行政無線での広報や注意喚起のチラシを全戸に配布し、クマ被害の予防を図っ

ております。防災行政無線による定期的な放送につきましては、山形県の警報発令の期間中に合わせ、また、市内小中学校の授業時間の邪魔とならない13時と16時に実施したところであります。

また、生息域を明確にする取り組みといたしまして、やまがた緑環境税事業を活用した里山林整備事業やバッファゾーン整備事業を行っております。これらは、居住地と山林の間にある里山林の間伐や下刈り等を行い、緩衝地帯、バッファゾーンを設けることで、野生動物が居住地に侵入しにくくなる効果があります。さらに地域ぐるみによる鳥獣被害防止事業により、地域住民自ら有害鳥獣の種類や出没場所、被害状況などを考慮した被害防止活動計画を策定するため、それぞれの地域の実状に合わせた取り組みを支援してまいります。

ツキノワグマの生息状況調査につきましては、山形県にて毎年行っており、山形県鳥獣保護管理計画及び山形県ツキノワグマ管理計画を策定し、推定生息数に基づいて年度ごとに捕獲水準等を設定し、個体数管理を行っております。今年は頻繁に人里へのクマの出没がありますが、要因の1つとして、ブナの実の凶作といった、山林での餌不足があるようであります。そのため、人の居住地への侵入を防ぐため、民家近くにエサがあると思わせないことが重要であると考えられます。先ほど述べたような対策を徹底し、クマを誘引しないことが、人身被害の未然防止や農林業被害の軽減につながると考えられますので、今後も出没させない取り組みに努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

高橋議員からのご質問にお答えします。いじめ防止対策推進法第2条によれば、友達から叩かれたり、蹴られたりすることはもちろん、友達からの冷やかしたり冗談、たとえ善意で行った行為であっても、本人がいやだ、苦痛だと感じれば、それはいじめとなります。インターネットやSNS等で通じて行われるものも、それにあてはまります。

議員お示しのとおり、令和4年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、いじめの1,000人当たり認知人数において、山形県は118.4人で、3年連続で最も多い認知件数となっております。この結果につきましては、文部科学省からも、いじめを初期段階のものも含めて積極

的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っており、極めて肯定的に評価するとの見解が示されております。

山形県としましては、いじめの芽が小さいうちから積極的に認知し、確実に解消することを目指し、全ての児童生徒の心の悩みに寄り添えるよう、各学校がいじめの定義を正しく理解し、小さなトラブルも見逃さず、解消するまで丁寧に対応している結果と、肯定的に捉えております。

本市におきましては、毎年150件以上の認知件数が報告されておりますが、県と同様、いじめの芽を早急に摘み取るために、積極的に認知して対応している学校の努力の表われと評価しております。

一方、それだけ多くの児童生徒が苦痛を感じる事案があったことを真摯に受けとめ、いじめを許さない雰囲気づくりに努めなければなりません。対策や取り組みにつきましては、尾花沢市で行っているものは、尾花沢市いじめ防止基本方針、各学校で行っているものは、学校いじめ防止基本方針にそれぞれ示されております。ホームページで公開されておりますのでご覧いただければと思います。

いじめの把握につきましては、いじめはどこでも誰にでも起こり得るが基本方針となります。日頃の児童生徒の観察を基盤にしつつ、年2回のいじめアンケート及び定期的な心のアンケートの実施、相談や面談の実施、教職員による子どもを語る会等の開催により、早期発見に努めております。教職員が個別に認知した情報につきましては、学校に設置されております、いじめ対策組織で情報共有するとともに、関係児童生徒への聴き取り等の実施、被害者への援助及び加害者への指導、保護者との連携といった組織的対応を行っており、担任が1人が抱え込まない体制を構築しております。

また、市教育委員会では、認知したいじめについての報告を受け、必要に応じて指導、助言しながら解決に努めております。また年3回、おととい第2回の会議も実施したばかりでございますが、いじめ問題対策連絡協議会も開催しております、児童相談所や警察、そして福祉など、関係機関との情報共有も図っているところでございます。

いじめの防止につきましては、いじめは人権侵害行為であり、許してはならないが基本方針となります。各学校におきましては、児童生徒が、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができる人権感覚を身に付けることが大切です。

なお、児童生徒の成長につきましては、家庭と学校の連携に加えて地域の力が必要となってまいります。尾花沢市学校教育の重点の1つ、ふるさと愛を醸成する「夢・志教育」の充実における、地域の人々と関わる体験活動を通じて、児童生徒の自尊感情の醸成を図り、いじめのない学校づくりを目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、教育委員会通信「輝け！おばねっ子」の第20号～22号まででございますが、いじめに関する内容を扱っております。こちらもぜひ参考にいただければというふうに思います。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

私から、それでは再質問のほうさせていただきます。

まず1項目の業務委託に関することであります。先ほど答弁の中で、研修もこれから考えている、どんどん進めていくということでありました。ちなみにですが、現在行われている職員の研修や研鑽状況、どう行われているのかお聞かせください。

◎議長(菅野修一議員)

総務課長。

◎総務課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。主要な政策の成果と予算執行の実績報告書ということで、令和4年度版、先の9月定例会の際にお渡ししてはいますが、その時の職員研修というようなことでご報告申し上げます。

まず独自研修、これは市の独自ということで、市役所を会場に行われるものです。20研修で554名の参加がございます。それから派遣研修、例えば研修所ですとか、中央、東京ですとか、場合によってはWeb研修も含まれます。これが46項目ございまして、102人の延べ参加がございます。

仰られた、例えば契約事務については、この独自研修の中の会計庶務経理契約事務ということで、昨年については6月7日に行われておまして、88名の参加がございました。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

これまで、今仰られたとおり、たくさんの研修が積まれて、スキルアップまたはその事業に対して、知識を学習をしているということでありました。それぞれの担当課においてですね、専門的知識というのは本

当に必要なようになってくると思います。契約ばかりでなくて、事業を行うにしても、市民サービスを行うにしても、それぞれの知識というのは大変必要になってくるかと思ひます。

今後少子高齢化がますます進む中でですね、市政に対する案件というのが、非常に多くなってくると思ひます。市民からの要望もたくさんあるかと思ひますし、国や県の政策や方針にも対応していかなければならないということで、職員の方々の業務量というのは、これまで以上に増えてくるものと私は考へております。そういった状況下で、適切な対応等、住民サービス、これを滞りなく行わなければなりません。そういったことから、専門知識、有資格者等は、不可欠だというふうに思っております。それぞれに専門知識のある方を各部門に配置する。そのことはもとよりスキルアップしていく必要もありますし、そういった専門官、随時配置されなければならないと思ひますが、それについてはどう思われますか。

◎議長(菅野修一議員)

総務課長。

◎総務課長(菅原幸雄君)

お答え申し上げます。議員仰せのとおり、専門的な知識を有する職員を切れ目なく配置するということは理想ではあります。例えば、土木等の技術系職員については過去何回か募集した経過もございますが、採用には至っておらない状況です。ですので、担当となった配置された職員の知識、技術の向上を図って、効率よく業務に対応できるよう引き続き研修等を行いながら努めてまいりたいと考へているところです。

また、市の業務については、多岐にわたっております。かつ専門性を必要とする部署が増えています。例えば、福祉事務所については社会福祉主事、社会教育課では社会教育主事、水道業務では水道技術管理者など、有資格者が必須な業務となります。そのほかにも、IT関連、地域づくりの進め方、防災、鳥獣対策など、それぞれに幅広い知識や経験が求められているところです。市職員にはこうしたさまざまな部署で、オールマイティーに力を発揮してもらわなければなりません。人事異動により、数年サイクルで同じ部署に留まることはなく、さまざまな経験を積んでいただく必要がございます。どの部署にも言えることではありますけれども、引き続き専門研修、あるいは業務の中で経験値を上げていただくとともに職員のスキルアップに努めてまいりたいと考へているところです。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

今仰られたとおり、各部門で、やはり専門的なものというのは必ず必要になってきますし、業務委託をするにしても、契約をするにしても、それなりにやっぱり知識がないと、きちんとした業務委託契約というのはいけません。それを検査する検査官に関しましても、やはり、そういう知識、資格、それぞれのもがなければ、適正に対処することができないと思ひます。春の人事異動も分かります。業務も多種多様にありますので、多くの知識を入れていただくというのは分かるんですが、その中でもやはり専門的な人を残しながら、そして引き継ぎに関しましても、適正に引き継ぎを行っていただけるようにしてもらいたいと思ひます。ぜひともですね、研修などの学習の機会を取って、これからもどんどん取っていただいて、職員の方のスキルアップ、そして活躍できるものに取り組んでいただきたいというふうに私は思ひます。

次に、2つ目に対する再質問させていただきます。いろいろないじめの中でですね、インターネット上のいじめに関しては、大変発見しにくいものであるかと思ひます。今はスマートフォンも、もう小学生、中学生、ほとんどと言っていいくらい持っているかと思ひますが、そういった中で、どう発見していくのか。そしてそれをどう対処していくのかを、お聞かせください。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

インターネット上のいじめの発見方法についてお答えします。ネットパトロールなどの対応は、現時点では行ってはおりません。ですので、発見するという手段は持ち合わせてはいないところです。ただ、市のいじめ防止基本方針、こういうものがあるわけなんですけれども、この中にも記載されておりますが、児童生徒の小さな変化やサインを見逃さずに、心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づく努力が必要であると記載あります。先ほど申し上げましたアンケート、そして観察、いろいろな手段を講じて、子どもたちのそういった声に耳を傾けていくというふうなところが、まず発見の1つではないかなと思ひます。

なお、未然防止というふうな形におきましては、本市におきまして、デジタル人材に繋がる育成を目指す情報活用能力というふうなものを策定しているんですけれども、その中で情報モラルというふうな項目を扱

うことになっております。その中で、SNSやインターネットを活用した、いじめの防止教育、正しい活用の仕方ということについても、教育を行っているところであります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

あのインターネット、SNS等というのはやっぱり、私が考えるにしてもやっぱり難しいものだと思います。個人個人のそのモラルの問題にもありますし、そういったことで、昔で言うと道徳教育でありますけれども、そういったことも今後必要不可欠で、力を入れていかなければならないところかなというふうに感じているんです。尾花沢市のですよね、いじめ防止基本方針では、市は、基本方針を必要に応じて見直していくが、統括基本方針の策定からおおむね3年の経過を目処として、法の施行状況や国、県の基本方針の変更などを勘案し、市基本方針の総点検を行い、必要があると認められた時は、その結果に基づいて処置を講じるとあります。現在その見直しは、考えておられますか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

質問にお答えします。国のほうでは、平成29年3月16日改定されております。それを受けて、山形県では平成29年11月に改定されております。尾花沢市におきましては、平成30年10月にその県の方針を受けて、改定しております。改定のポイントといたしましては、特に配慮が必要な児童生徒というふうなことで、例えば、発達障害をお持ちの方とか、外国から来られた児童生徒、あとはLGBTQに関わる生徒、そしてその段階では、被災地から来られた児童生徒というふうな配慮すべき児童生徒ということで、4点改訂になっております。また、いじめの定義やいじめの解消についても、詳しく明記されたというふうなことがございます。現時点では、いじめ防止対策推進法や県のいじめ防止基本方針の趣旨をきちんと踏まえたものになっているというふうに捉えております。ということで、見直しは特に現時点では考えてはおりません。ただ、今後、国の動向や社会的な要請を踏まえて、変更が必要な時は、やはり仰るように、見直しを検討していくというふうな流れになるかと思われまふ。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

やはり、どんどんどんどん時代が進んでいく。スピードが速くなってきている。子どもたちのその知識、スマホを使う、インターネットを使うという知識もすぐ早いので、そういった点では、やはり見直しなんかもスピードを持ってやっていただければというふうに思います。

次に、令和3年度の教育委員会事務の点検及び評価報告書には、事業名でいじめ問題対策連絡協議会の開催を、先ほど仰られました、年3回行われていると。事業内容は、いじめの防止のための対策を関係機関と連携し、総合的かつ効果的に推進するための協議会とありまして、その評価点は、令和3年度の報告では、A評価ということでした。その中で今後の課題として、その年によっていじめの認知件数の増減が見られるが、全て対応しており、解消するまで、丁寧な対応を実施していくとありました。また学識経験者の知見におきましては、事業の継続を望むとあります。来年度からはですね、こども家庭センターの設置も予定されていることから、このセンターとも連携を図りながら取り組んでいただきたいとあります。やっぱり家庭内の問題も、いじめにつながるという大きな要因になっていると思いますが、そこら辺はどうお考えですか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

質問にお答えします。先ほど答弁でも申し上げましたが、いじめ問題対策連絡協議会に、警察や児童相談所に加え、現在福祉課や民生委員の方とか社会福祉協議会の方にもご参加いただいております。そういった視点から、現時点におきましても、福祉課と連携を図っているというふうに捉えているところでございます。来年度、こども家庭センターが設置されたというふうになったとしてもですね、福祉課との連携ということは、現在と同様、連携は強化してまいりたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

それぞれですね連携を図りながら、いじめはやっぱり早期発見、早期対応というのが大切になってくるかと思ひます。PDCAサイクルもスピードを持ってやっていただいて、今後対応していただければと思ひます。

次に、3つ目に対する再質問であります。まもなく冬眠を迎える動物に関しては、これから出沒も減るか

と思います。冬眠しない動物もいますが、春になれば冬眠を終えた動物もまた同じように人里に出没する可能性もあります。出没する場所やですね、時間帯を特定すれば、当面の間、車両運行で広報、音を鳴らして、ある程度出没を抑え込むことができるかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

防災危機管理課長。

◎防災危機管理課長(間宮明君)

議員からは、出没する場所や時間帯を特定すれば当面の間、車両運行での呼びかけである程度抑え効果ができるというご質問かと思えます。以前は、クマがよく通る道や早朝、また夜間などの時間帯に出没だったことからですね、ある程度は特定できましたが、最近の、特に今年のクマ出没につきましては、ブナの実りが凶作などの餌不足などもあって、全く予測ができない状況にございます。議員ご指摘の出没する場所や時間帯の特定については、今現在困難なこととして捉えまして、今後調査、そして研究課題として捉えていきたいと考えているところです。

市長答弁にもございましたが、クマの目撃情報を第一報を受けたあとに、今現在の対策としましては、関係課と情報を共有し、パトロールを実施しまして、隅々に行きわたるよう注意喚起を図っておるところです。加えて今後は、防犯青パトのパトロールも追加対応することで、さらに安全対策を講じてまいりたいと考えております。そして、11月下旬に市内の1小学校の付近にクマ出没の際は、児童の登下校につきましては、保護者対応とし、さらに学校、教育委員会でパトロールを強化し、また、日中、授業、昼休みなどにつきましては、外に出ない、子どもは外に出ないという対応をしたところがございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

やはり人的被害が一番恐れるべきことかと思えます。人に被害が起きてからでは、ちょっと対応遅れというふうに捉えられるので、きちんとその点に対応していただければというふうに思います。また、そういった鳥獣という、クマなどは、生態系がちょっと変わってきてるのではないかなと。生息域が山奥から人里に近い場所に変化してきている。先ほどありましたブナの実などの不作でということもありますが、私が感じている限りでは、ちょっと生息域も変化しつつあるのではないかなというふうに思います。その点で、先ほど

申し上げました、国や県などに生態調査という形で、強く要望すべきではないかというふうに思っているんですが、いかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

クマの生態調査についてでございますけれども、先ほど市長答弁にもございましたが、山形県においては、県内に生息するツキノワグマについて、生息数を適正な水準に管理するとともに、行動域を適正な範囲に抑制し、人身被害防止及び農林被害の防止を図るために、山形県ツキノワグマ管理計画を策定しているところでございます。計画においては、クマの生息状況調査を毎年実施いたしまして、ツキノワグマの個体数の管理計画に基づいて、捕獲数の上限を設定し、個体数の管理を行っているところで。

本市におきましては、県の管理計画に基づきまして、鳥獣被害対策協議会と猟友会が連携しながら、速やかに有害捕獲を実施しているという状況でございます。

また、国、県等に対しても要望してはどうかということでございますけれども、豪雪地である尾花沢に適した対策等を検討いたしまして、要望に向け検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

高橋議員。

◎8番(高橋隆雄議員)

やっぱり、どこに何がいるかということを中心に把握するというのも大切かと思えます。今までいたところから、本当に人里に近いところに、もしかすると、もう生態系が移動している、変わってきてるのであれば、それに対応する方策というんですか、対策も考えられると思いますので、ぜひともですね、その生態調査のほうを実施していただければというふうに思います。

また他の地区ですね、クマの出没などで取り組んでいる対策、結構あります。それなどを参考にしながらですね、人的被害が起きる前に、有効な対策をぜひ考えていただきたいと思います。また、協力していただいている猟友会、捕獲に協力している方々にもですね、今大変物価高騰で、お金もかかるということでもありますので、来年度予算を考えるにあたり、そういった点も加味していただければと思いますが、いかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長（五十嵐 満 徳 君）

お答えいたします。猟友会に対する支援についてでございますけれども、尾花沢市鳥獣被害防止対策協議会の予算におきまして、鳥獣駆除出動の際の賃金、捕獲用ワナの購入費、安全射撃講習会の参加費の助成を行っているところでございます。

また、市の単独事業といたしまして、狩猟免許新規取得者への助成も行っているところでございます。議員仰せのとおり、昨今の物価高で銃弾の単価も上昇しているということで、猟友会の皆さんからもお聞きしているところでございますが、新年度に向けて、有害鳥獣駆除の出動手当の賃金の見直しや、捕獲した鳥獣の処理手当など、協議会の皆さんにお諮りしながら検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

高橋議員。

◎8番（高 橋 隆 雄 議員）

ぜひともですね、ボランティアに近い形で協力していただいているわけですので、ぜひともそちらのほうを考慮していただければというふうに思います。また関係機関とですね、いろいろ連携を図りながら、人的被害が起きないようにですね、早急に対応していただければと思います。これで私からの質問を終わらせていただきます。

◎議 長（菅 野 修 一 議員）

以上で、高橋隆雄議員の質問を打ち切ります。

次に4番 土屋範晃議員の発言を許します。土屋議員。

〔4番 土屋範晃 議員 登壇〕

◎4番（土 屋 範 晃 議員）

4番、土屋範晃です。先の通告にしたがひまして、12月定例会の一般質問をいたします。私からは大きく2つの項目について質問をいたします。

まず、地域活動、コミュニティ活動の推進についてであります。

第7次尾花沢市総合振興計画にも掲載されておりますとおり、国立社会保障人口問題研究所による尾花沢市の将来人口推計は、令和27年に現在の約半分の7,245人になると予想されております。人口減少や高齢化率の上昇によって、活動の担い手が減少することや、数年後の小学校統合によって、学校という地域の活動拠点が喪失することなどを踏まえると、今後のコミュニティ活動の推進体制をどのように構築していくのかについてビジョンを明確にし、取るべき施策を着

実に実行していく必要があると考えます。

1つ目の質問であります。第7次総合振興計画において、市民主体のコミュニティ活動の環境づくりと、地域活動の活性化を推進しますと記載されております。尾花沢市が思い描く、これからの理想的なコミュニティ活動の推進体制のあり方はどのようなものでしょうか。また、その実現のために、どのように取り組んでおられるでしょうか。

2つ目の質問であります。市民主体のコミュニティ活動を推進する体制として、コミュニティセンターが設置されている自治体が、県内においても存在しております。コミュニティセンターは、高齢者の移動支援や地域への移動販売車の巡回など、公民館と比較して自由度の高い地域活動を実施することができるという特徴があります。本市の総合振興計画における活動拠点となる地区公民館などのコミュニティ施設の機能充実について、どのように取り組んでいくことを考えておられるでしょうか。また、将来的なコミュニティセンターの設置などは検討されておりますでしょうか。

3つ目の質問であります。総務省の過疎地域における集落対策の推進要綱において、地方公共団体が地域の実状に応じて集落支援員を設置できるとされております。また、同要綱において、地方公共団体が地域の将来を展望し、集落対策を講ずる上で、地域住民の現状や地域の実状を把握することが重要とされており、集落支援員は地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士、住民と地方公共団体の話し合いに従事するものと定められております。集落支援員につきましては、1人当たり専任の場合、445万円の特別交付税による財源措置があり、本市の財政負担を抑えながら、地域の活動体制を強化できる有効な方法であると考えます。本市において、集落支援員を配置する考えはあるでしょうか。

次に、人口減少対策についてであります。市民が安心して暮らすためには、さまざまな産業が担うまちの機能を維持する必要があると、尾花沢市を存続させていくためにも、早急かつ大胆な取り組みを行い、人口減少対策に力を注ぐべきではないかと考えます。

4つ目の質問であります。第7次総合振興計画において、20代から40代の若い世代の定着回帰や、子育てしやすい環境づくりに取り組むとされております。若い世代の獲得は、本市の維持にとっても、企業の継続や発展においてもメリットがあり、子育てしやすい環境を構築するために、行政と市内の企業が連携して行うことが有効ではないかと考えております。市内のど

の企業に勤務していても、産休や育休を取得しやすいといった雰囲気を作ることによって、就職先として、尾花沢市の企業が選ばれ、若い世代の労働者を集めることができるようになると思います。こうした雰囲気づくりのために、例えば、産休、育休期間中に、企業が社員に支払った給与の一部を補填するといった制度を創出することなども有効なのではないかと考えますが、若い世代の定着回帰や子育てしやすい環境づくりのために、本市はどのように取り組んでいくでしょうか。

以上、質問席からの質問とさせていただきます、答弁に応じて自席より再質問させていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城裕君 登壇〕

◎市長（結城裕君）

土屋議員からは、大きく2点のご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

初めに、地域活動、コミュニティ活動の推進についてであります。

第7次尾花沢市総合振興計画では、魅力的で活気ある地域をつくるために、性別や年齢等に捉われず、誰もが地域づくりに参画する機会を創出し、地域活動の担い手やリーダーの育成も支援しながら、少子高齢化が進む中であっても、豊かで活力ある地域づくりを後押しすることとしております。社会教育基本方針の基本目標では、地域を担う人づくりを第一のテーマとして事業を展開しており、地区住民と社会教育関連団体等が連携、協働し、市民一人ひとりが生きがいを持って豊かで充実した人生を送るための地域活動を支援しております。

具体的な取り組みといたしまして、福原地区におきましては、ワークショップを開催し、外部講師の地域づくりアドバイザーを交え、さまざまな世代の方が地区の未来について語り合いました。また、中刈地区では、全国豊かなむらづくり事業において、内閣総理大臣賞を受賞した鶴岡市越沢地区を訪問し、住民総参加の地域づくりの現地視察を通じて、地域づくりのあり方を肌で感じていただきました。しかし、人口減少に伴い地域経済の低下や地域コミュニティの衰退が進んでおり、喫緊の課題として将来を担う若者世代の定着、回帰につながる環境づくりが急務であると捉えております。そのため、現在実施しているアドバイザー派遣事業や地域づくり事業の伴走支援を継続して行いながら、地域のリーダーとなる担い手の育成に注力してま

いりたいと考えております。

次に、第7次総合振興計画における活動拠点となる地区公民館などのコミュニティ施設の機能充実と将来的なコミュニティセンターの設置についてお答えを申し上げます。

コミュニティ施設の機能充実につきましては、今後、想定される小中学校の統廃合に伴う空き校舎や、旧パレットスクエア跡地などの利活用を見据えた取り組みが重要になると捉えております。モデル的な事例といたしまして、旧玉野中学校の利活用があり、官民の利用として、地区公民館や放課後児童クラブが機能しており、また、一部の空き部屋を市内事業者のニーズを受けて公募を行い、民間事業者へ貸し出す取り組みを実施しております。このように空き校舎等につきましては、地域や民間活用のニーズを捉えて再利用することが大切であると考えております。しかし、地域ごとの特色あるニーズを捉え、速やかに実践することは行政の力だけでは限界があることから、10月に地域創生推進アドバイザーを起用し、取り組みの加速化に努めておるところであります。

具体的には、地域創生推進アドバイザーを通じて11月28日に尾花沢市のまちづくりの推進に向けた連携協定を民間事業者2社と締結いたしました。この連携協定は、官と民をマッチングするための協定となっており、これを機に空き校舎等の利活用に関する地域の活用や民間ニーズを的確に把握し、施設の利活用をより強力に推進する考えであります。

また、コミュニティセンターの設置についてであります。各地域の拠点を考えた場合に、地域の空き校舎等を利用した、旧名木沢小学校のような地域の交流拠点としての活用も期待されますので、現在の地区公民館を中心として、空き校舎等の利活用に多機能化の視点を取り入れた、複合型のコミュニティ施設がコミュニティセンターを補充するものと捉えております。

次に、集落支援員の配置についてのお尋ねですが、集落支援員制度は平成20年度に創設され、全国的な設置数は令和4年10月時点におきまして、専任の集落支援員が1,995人、兼任集落支援員が3,183人となっております。地域の実状に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が自治体から委嘱を受け、自治体職員と連携して、集落の巡回、状況把握等を行うものとされております。その活動内容としては空き家、空き地の解消や高齢者の見守りのほか、地域のにぎわい創出など、多岐にわたるようでありま



集落支援員を配置することは、地域全体の発展や社会的な結束を強化する上で重要な意義があり、地域ニーズを速やかに把握することや、地域内の協力やつながりの促進を図り、さらに各機関とのコミュニケーションを円滑にすることが期待されるところであります。これらの役割を担うことで、地域全体の調和と発展に寄与し、より良い地域社会の形成につながるものと捉えております。

令和4年度における県内の支援員配置状況は、11市町56名であり、全国的に見ても年々増加傾向にあります。支援員配置に係る事業経費につきましては、国による財源措置があること、また、全国的に取り組み事例が多数あることから、制度の活用に向けて今後検討してまいります。

次に、人口減少対策についてお答え申し上げます。

第7次尾花沢市総合振興計画におきまして、若者の定着とふるさと回帰につながる仕組みづくりに取り組むことや、誰もが働きやすい事業経営を普及し、創出することを方針として施策を展開しております。具体的には企業のディーセント・ワークの実現に向けた支援として、令和3年度から尾花沢市ワーク・ライフ・バランス実践企業支援奨励金を制定し、企業における男性の家事、育児への参画促進や女性の活躍など、男女が家庭生活と仕事を両立できる社会の実現を目指す取り組みを行っております。

子育てしやすい環境を構築するための企業連携につきましては、現在、企業及び個人に対する国の支援がございます。まず、企業への支援といたしましては、中小企業両立支援助成金制度があり、従業員が育休を3ヵ月以上取得する場合に30万円、その後、職場復帰した場合は追加で30万円が支給されます。さらに育休の欠員を補うために、代替要員を確保している場合には50万円が支給されます。加えて、育児休業を取得する場合、会社が負担している社会保険料の支払いは免除されております。また、個人への支援としては、雇用保険加入が前提となりますが、育児休業給付金を受給することができる国の制度があります。

このような充実した国の制度をさらに活用していただくために、企業懇談会や企業訪問において制度の周知を図るとともに、制度を活用している市内企業の実態を把握する必要があると考えております。まずは、市内企業の状況について情報収集に努め、近隣市町村の動向なども注視し、より効果が見込める施策を研究してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

それでは、ご答弁いただいた内容について自席より再質問をさせていただきます。

まず、尾花沢市が思い描く理想的なコミュニティ活動の推進体制のあり方と具体的な取り組み内容に関するところであります。こちらについては、今後人口が減少していく中で、豊かで活力ある地域を作っていくために、その実現に向けてどのようなビジョンを描くのが重要であり、さらにそのビジョンを明確にすることで、行政や地域が目指すべき姿を共有できると考えたために、このたび質問させていただきました。

市長からは、理想的なコミュニティ活動の推進体制のあり方として、誰もが地域づくりに参画する機会の創出と地域活動の担い手やリーダーの育成、地域を担う人づくりに取り組むと、ご答弁をいただきました。また、具体的な取り組み内容として、福原地区におけるワークショップの開催や、中刈地区における鶴岡市の視察の訪問などの例を挙げていただきました。こうしたビジョンをです、行政と地域で共有して、コミュニティ活動の今後の推進に取り組んでいただきたいと思います。

地域を担う人づくりということで、通告の順序と前後しますが、次に、集落支援に関することについて聞かせていただきたいと思います。

地域活動の活性化のためには、その活動の核となる人材が不可欠であると考えております。先ほどの市長のご答弁にもありましたとおり、令和4年の10月時点において、全国では専任の集落支援員が約2,000人、兼任の支援員が約3,000人となっており、県内でも11市町56名と、集落支援員の配置が進んでいる状況であるようです。そこでお伺いします。既に導入している自治体や全国的な傾向などについてお調べいただいていると思います。そうした状況を踏まえて本市で集落支援員を配置する場合に、課題と考えられるものは何でしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

土屋議員にお答えします。集落支援員を配置するにあたっての課題という部分であります。全国的な傾向、意見では支援員のやはり多種多様という部分の課題がありまして、負担が大きいということがあります。また集落の課題も多種多様で、対応には大変難しい部分、

しづらい部分もあると。そして集落住民の関心が低い地域もあった温度差、やはり自分たちがこの地域を我々で守っていくという部分と、私も昔、協力隊の担当などで地域に入った時ありますが、何もしないで大人しくしていたという、地域のリーダーもいました。といった声もあります。支援員や行政担当者に対する十分な研修や、相互の交流プログラムの充実を図る必要がありますけれども、支援員と協働していただける地域運営組織、まず地域を受け入れる母体や、その支援を受ける母体や組織がないのが課題となっているようであります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

集落支援については、地域が抱える多種多様な課題に対して、行政や地域住民との間で対応するといった職務の性質上、どうしてもその負担が大きくなってしまいうという現状があることと思います。また、支援員と連動する地域の運営組織があるかどうか、それから地域の温度差なども支援員の配置における課題であるということを理解いたしました。

本市の現状では、そうした集落支援員のような役割を、現在各地区の区長さんや地区公民館長さんが担っているものと考えております。すでに集落支援員を配置している他自治体において、集落支援員になる人材は、市職員や農協、教職員のOBなどが多いようであり、現在本市においては、そうした人材が各地区の区長さんや公民館長などにも登用されているかと考えます。

そこで2点お伺いいたします。まず、区長や館長が集落支援員と近い役割を現在担っているとすれば、そうした方に新たに集落支援員となってもらい、活動してもらうことも可能でないかと考えますが、いかがでしょうか。また、区長や公民館長のほかに新たに集落支援員を配置することによって、現在、区長や公民館長が担っているような役割が軽減され、そうした方々の業務量を減らすことができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

お答えします。まず初めに、地区公民館長の役割を集落支援員を配置して活動してもらうことは可能かの部分であります。現在、令和4年度総務省の分析データによりますと、専任集落支援員の前職の約3割程

度が市職員、農協、教職員であるとのデータであります。市職員OBともなりますと、やはり行政経験も活かした活動内容、成果が大いに期待され、そして行政とのパイプ役にも適任と思われる。また、集落支援員を配置することで、地区公民館が担う役割軽減、業務量減になるのではないのでしょうかというような部分であります。やはり市の職員OB、前職行政経験、関わりがあった方などは、効率的な事務処理、そして業務量を減らすことが大いに期待されると思います。一方でありますが、そういった前職でだったからこそ、地域とのパイプも強く、課題が大きく見え、そして解決に向けた取り組みの業務が多忙になることは懸念されますが、これは大いに結構な部分だと想定しております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

それでは私のほうからは、区長業務という立場のほうからご回答させていただきたいと思っております。区長につきましては、地域の代表として活動していただいております。そういった部分からも集落支援員と近い存在であると認識しております。ただ、区長業務にさらに集落支援員の業務が加わるということになりますと、さらに区長の業務の負担が増えてしまうのではないかと懸念されてきます。そうすることによって、区長の担い手不足ということにつながってくるのではないかと懸念されるところでございます。それとは別に専任で集落支援員を置く、区長との兼任ではなくて、専任の集落支援員を配置することになれば、区長の協力を得ながら集落支援員等、活動をしていくことによって、地域の活動が推進され、さらにそのことによって区長業務の手助けとなつて、区長業務の軽減が図られる部分も出てくるかと考えているところでございます。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

集落支援員を配置することによって、公民館長とそして区長さんの今の業務が軽減が期待できるということで、そういったご回答をいただけたと思っております。私もですね、集落支援員を配置するのであれば、兼任ではなくて専任として新たに配置するほうが、地域の体制づくりにとつても、それぞれの業務においても、良いことであると考えております。

1点お伺いいたします。現在の区長さんの報酬と地

区公民館長さんの給与についてお伺いいたします。それぞれ年額に換算するとおいくらでしょうか。また、その財源についてお伺いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

それでは、社会教育課の地区公民館長から先に行いたいと思います。財源は一般財源であります。会計年度任用職員の館長報酬であります。こちらは、尾花沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で行われております。月額17万7,500円、期末手当1.35月ということで、年額は236万9,625円です。暫定再任用短期、短時間勤務職員の館長給与です。こちらは尾花沢市一般職の職員の給与に関する条例です。月額17万5,840円、期末手当1.35月分、勤勉手当0.95月分、そして年額は251万4,512円となっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

それでは、区長につきましては、報償費の謝礼として支出しております、一般財源より支出しているものです。年額1地区9万3,000円に92地区で855万6,000円。世帯割額といたしまして、1世帯あたり1,400円、世帯数が4,984世帯、697万7,600円。役職加算といたしまして、各地区の代表となっております区長さんに、会長さんに1万8,000円、5地区の副会長さんに1万2,000円ずつで、合わせまして7万8,000円で、合計しまして年額1,561万1,600円が令和4年度支出いたしました金額となっております。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

地区公民館長がおよそ年額で約250万円、区長さんについては総額で今お答えいただいたかと思うんですが、年額ですね、9万3,000円に世帯割や役職加算が付いてくるといったような認識で、こちらはよろしいでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

仰るとおりで、年額、世帯割額で役職の方にプラス加算という形です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

集落支援の導入につきましては、現在の公民館長さんや区長さんの業務負担の軽減が期待できる上に、人件費等の必要経費について、特別交付税による特定財源によって賄うことができます。専任ともなれば、就任後の収入面では年額で約445万円となることから、区長さんや公民館長と比較しても良い労働条件であると感じております。本市において、集落支援員を配置した場合のメリットは、大変大きいものではないかと考えておりますが、コミュニティ活動を推進するにあたり、本市の今後のあり方を模索する一環として、試験的に特定の地区において、集落支援員を設置してはどうかでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

お答えします。集落内である程度の課題をしっかりと把握して、集落自らが地域づくりに懸命に活動している地区、先ほど市長からも答弁にありましたけれども、いわゆる地域運営組織しっかりした、現在は2集落モデル的に実際あります。細野、中刈。このような部分で試験的に設置する場合は、その2地区が想定されるのかなと思っております。その地域運営組織の現状も、ただし、高齢化が進んでおりますが、数年後の担い手不足が懸念されているのが現状であります。しかし、そのような中でも、地域の課題解決に向けて、住民主体の取り組みを後押しするために、支援員が果たす役割は今後ますます重要なものになってくると考えられます。支援員のより一層の活躍や効果的な取り組みが期待されると思われまますので、設置に向けた検討も十分に行っていかなければならないのかなという考えであります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

今、地域の運営組織があるところということで、具体的に、例えば細野であるとか中刈地区があるということでご紹介をいただきました。ぜひ、そういった地区にですね、試験的に集落支援員の方を配置していただきたいと思っておりますので、ぜひ前向きなご検討をよろしくお伺いいたします。

続きまして、地域活動の拠点となる施設について再質問いたします。現在の地域活動の拠点施設は、各地区の公民館であると認識しております。公民館においては、そうした地域活動の拠点施設であるほか、証明

書の発行など、市役所の分庁舎的な役割の一部も担っていると考えております。証明書の発行手続きについては、昨今導入された移動市役所において、今後手続きを拡大していくという展望をお示しいただいておりますが、そのことによって、現行の公民館が担っている業務を、移動市役所がカバーできるようになっていくのではないかと考えております。そこで伺いいたします。公民館における証明書の発行件数は何件程度ございますでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(永沢八重子君)

お答えいたします。公民館での証明書の発行件数ですが、過去3年間を調べますと、令和2年度が62件、令和3年度56件、令和4年度121件、令和4年度にしましては、ちょっと2倍ほど特出して多くなっている状況でした。その原因といたしまして、地域の土地の整理の関係で、一部の地域の方の印鑑証明が必要になったということがございまして、そういったことで、印鑑証明が大量に、その令和4年度に発行されたということで、通常ですと大体年間60件前後、1ヵ月にしますと、5件程度でございますので、1公民館あたり、月に1、2件程度ということになっております。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

おおむね年間で60件程度が通常のことだと。月あたりで1公民館あたり大体2件ぐらいということでした。こうした状況を踏まえますと、こういった発行実績であれば、今後は各地区公民館が行っている証明書発行手続きを、移動市役所に一本化することもできるのではないかと思います。そうした場合に、公民館における業務の軽減ですとか、証明書発行にかかるシステム費用の削減などについても行えるものと思います。また、公民館の持つ機能をですね、そういった移動市役所のようなデマンド方式によって担っていくとすれば、公民館につきましては、より一層地域におけるコミュニティ活動の拠点としての需要や役割が高まってくるものと考えます。今後の公民館のあり方についてどのようにお考えでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

公民館という部分とコミュニティセンターと何が違うのかとたぶん聞いている方もいるので、ちょっとだ

け説明するんですけども、公民館と今ある、各地区にある公民館については、教育財産として教育長が管轄のもとに、管理やって運営しているというところで、教育委員会側から職員を派遣しているというふうな、何か、じゃあなんで今一生懸命議論しているかということ、営利活動なんか、そういうふうな制限されているとか、学校と同じような扱いになっているので、営利活動して駄目だよと。例えば映画を公民館でしたいんだ、そこで500円取りたいんだ、それは駄目ですよというふうになる、というふうなことです。今、土屋議員のほうからはコミュニティセンターという部分ですけども、これになりますと、それもOKになります。それはこの教育委員会側の財産から外れまして、私たちの市長管轄になって、そこでは今度、普通財産になれば、部屋の貸し出しもできるしとか、そこではもう営利活動もして良いよ。例えば野菜を持ってきて、そこでみんなで売っても良いよというふうになるというふうなものなのかと思っております。それで、今ちょうど玉野中学校、先ほど市長からも出たんですけども、玉野中学校については、1階の部分が公民館としての機能。2階、3階については、今後3階ですけども、普通財産として、民間の企業の方に貸し出し、地域の方に貸し出しするというふうな取り組みをやっております。その中で、はっきりしたのが、1つの建物の中でも、普通財産と行政財産とかね、教育財産があっても、それはもう階層で区切られているのであれば、それは1つの建物としても機能は、それはOKだよという部分がちょっと分かってきました。ですので、公民館機能は公民館機能としておっても、その別の場所ではコミュニティセンター的な活動も十分できるのかなというふうに思っております。ですので、これまでだと公民館というのは、ある程度の建物が1つと屋根の下にあって、家よりもちょっと大きめの建物を中心としておったもんですから、それをそういうふうを活用するのが難しかったんですけども、旧玉野中学校を今回活用する際は、大きい建物の階層で区切ることOKだというふうなこともありましたので、もう少しそこら辺を取り組んでいくと、人的配置の財源の部分とはまた違う議論になりますけれども、建物としてのあり方については、やっぱりそういうよりどころとしては、そういう複合的な活用も今後考えていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

本日は、たくさんの方傍聴来ていただいておりますので、地区公民館とコミュニティセンターの違いについてご説明いただいて大変ありがたいと思います。1つの建物であってもですね、階層ですとか、エリアで区切ることによってですね、複合的にさまざまな活動ができるようになるということで、そうした展望、可能性についても今ご回答いただきました。コミュニティ施設の機能の充実につきましては、先ほど市長より答弁いただいた中にもございましたが、地区公民館を中心として、空き校舎等の利活用の多機能化の視点を取り入れるということで、ご答弁いただきました。

また、空き校舎や旧パレットスクエア跡地の利活用を見据えた取り組みを重要と捉えているともご答弁いただきまして、利活用にあたっては、地域創生推進アドバイザーを通じて、民間の2事業者と連携協定を締結し、民間ニーズを把握するとのことでした。

令和9年度に市内の小学校が統合し、各地区の小学校が空き公共施設になります。各地区の学校の統廃合によって、学校という地域の活動拠点の1つが喪失することになりますが、こうした施設については、例示いただきました旧玉野中学校や旧名木沢小学校のように、地域の希望に沿った利活用を図っていただきたいと考えております。

続きまして、人口減少対策について再質問させていただきます。若い世代の定着回帰や子育てしやすい環境づくりのために、本市はどのように取り組んでいくのかという質問に対して、市長より、育児休暇の取得に対する企業及び、国の企業及び個人に対する国の支援制度についてご答弁いただきました。市内企業の中でも、そうした国の制度を知らない企業が存在することだと思います。1つでも多くの企業、そして1人でも多くの個人の方が恩恵を受けるように、できるように、周知を図っていただきたいと考えております。育児休暇の取得ですとか、企業の支援に関することについては、社会教育課が管轄しているワークライフバランスに関する奨励金がございます。また、企業懇談会や企業に対する周知につきましては、商工観光課が所管している事務であったりもします。このように、子育てしやすい環境の構築には、さまざまな部署が複雑に関わることから、そうした状況を俯瞰し、舵取りをするような役割も重要であると考えております。さまざまな政策を複合的に判断する役割については、総合政策課が担っていると考えますが、子育てしやすい環境構築について、総合政策課ではどのように考えておられるでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

企業等を中心とした子育ての支援という部分につきましては、先ほど市長からも答弁あったんですけども、主に企業振興室という商工観光課の中にある部門で担ってもらっております。ただ地域づくりの中でも、男女共同参画、やっぱり社教なんですね。ということで、土屋議員につきましても、商工の企業振興室で専門的にやってきて、ちょっと心残りの部分を私たちに託されたのかなと思って今いたところですけども、あくまでも同じような場面がありました。新型コロナウイルス感染症の給付金等の際も、国の制度はあるんだけど、それをどう申請したらいいかわからない。その当時は特にパソコンを使ってインターネットで送らなければならないような行為でした。今仰っているような国の制度そのものも、厚生労働省でやっているんですけども、会社から直接そういうふうな申請ができるシステムになっているようです。それについては、社会労務士さんを挟んでいるような会社であればできるんですけども、そうでない会社も市内には半分以上あります。その会社に行くと、経営している方の家族の方がそういう事務をやっている。そこに、新型コロナ給付金の際については、相談に行くと何で出さないんだという、出し方がわからないという話だったんです。当時、近江企業対策専門員からは、その申請までをサポートしてもらえるような形でお願いしまして、各企業に行ってもらって取り組んだという事例があります。今回の事例につきましても、それと近いような事例なのかなというふうに思っておりますので、4月からは担当専門員も入っておりますので、早速そちらのほうにも相談させていただきまして、ぜひ具体的な支援についても、申請支援のほうについても、今後取り組んでいきたいという話を確認しておりますので、商工観光課、企業振興室とも連携しながら進めていければというふうに思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

今ご回答いただきましたように、制度があっても、その存在を知らないですとか、あるいは申請方法がわからないという会社、やはりあるかと思います。社労士が例えば関わっていない会社ということでしたが、本当に例えば個人経営ですとか、小規模で経営されている企業様につきましては、そうした方ほどで

すね、本来はそういった支援が必要であったりもします。ぜひ周知を図っていただくとともに、専門員のほうからも、さまざま足を運んでいただいて、1人でも多くの方が制度を活用できるように努めていただきたいと思いますと考えております。

出生数を増やす取り組みについて再質問させていただきます。尾花沢市の令和4年度の出生数が44人、令和5年度は、これまでの市報の公表数値を集計したところですね、11月1日時点で30人となっております。尾花沢市における保育園や学校、それらに関わるあらゆる産業に従事する人々の雇用を守るためにも、出生数を増やす取り組みが必要ではないかと考えております。日本の少子化が深刻化している要因につきまして、内閣府による選択する未来委員会報告解説資料集によれば、1980年代以降の未婚率の上昇や、晩婚化が要因であるとされております。本市の婚姻数につきましては、こちらも市報の数値を集計しましたところ、令和4年度に30組、令和5年度は11月1日時点で15組となっているかと思っております。そこでお伺いいたします。本市のL a L a ネットの登録者数と、その取り組みを介した結婚の成立件数について、どのような状況であるかお伺いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

本市のL a L a ネットの取り組み、結婚成立件数等の状況でありますけれども、まずあの平成18年度に組織しました尾花沢市結婚促進協議会L a L a ネットであります。こちらは、俗にいう昔仲人をしたような経験者、今現在もそういう興味のある方、関心のある方をしっかり委員に交えまして、月に定期的に情報交換をしながら、各種イベント、結婚相談実施しております。近年の成婚数でありますけれども、令和になりました、2年、3年、4年と3ヵ年は2名、2名、2名の成婚数でありました。ここ10年の中では、やはり28年の5組、29年の6組程度で推移しておりまして、今後もこの成婚、必ず成婚ありきという実績だけではありませんけれども、地道な作業であります。合わせてすぐ成婚もあれば、2年、3年で成婚もありますので、その辺は親切丁寧なフォローでしていきたいと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

大体成婚が2組から5組程度であるということでご

回答いただきました。民間企業による調査ですけれども、結婚相手との出会いの場について、最も多いのが職場、仕事ということでございました。その次に次いでですね、マッチングアプリやSNSが多くなっているようです。山形県、あと全市町村、経済団体で組織する、やまがたハッピーサポートセンターにおきましては、令和4年11月22日から、AIがおすすめの相手を紹介する機能を持ち、スマホや自宅のパソコンなどから利用できる新たなマッチングシステムとして、Aiナビやまがたというものを導入しております。職場ですとか、仕事という環境につきましては、人との出会いが限定的で、物理的にも閉鎖的な空間である一方、SNSやマッチングシステムにつきましては、新たな出会いの広がりが期待できると考えます。県などが進めるマッチングシステムは、少子化の要因の1つである未婚率の改善の対策として、有効な手段ではないかと思われませんが、Aiナビやまがたの現在の登録者数は把握しておりますでしょうか。また、本市の少子化対策として、そうしたシステムの登録や利用を促す取り組みをはいかがでしょうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

お答えします。山形県のAiナビやまがた登録推進補助金というのがございます。令和4年11月22日に新システムでスタートしております。やはり、新たな出会いの広がり、期待ができると思っております。ただこちらのほうは来年度の予算に、我々社会教育課のL a L a ネットの活動の目標として、予算の要求を現在進めているところであります。なお、こちら県のほうに登録しますと、2年間有効。そして、1万円という登録料がありますけれども、こちらの部分を、半額程度を補助したいと現在検討しております。なお山形県内、この部分で、35市町村中12の市町村が同じような補助金、例えば全額1万円、女性に限りしている市町村もあります。また、半額の5,000円が大抵であるような感じです。なお山形ブロックも14、7市7町の中で3つ、最上は、結構多く4つ、そのような形で市町村も状況を把握しておりますので、今後予算要求をしていきたいと思っております。

会員登録数になりますけれども、現在まず、山形県内では男性が866、そして女性が404。これは今年の9月現在の登録であります。うち尾花沢市の登録は、男性4、女性4名ほどになっておるデータがあります

ので、今後周知しながら増やしていきたいと思ひます。  
以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

まだ登録者数もさほど多くないようすけれども、これから周知されていくことによつて、使われる方も増えていくのではないかと思ひますので、そうした支援や取り組みなどについて、実施していただきたいと思ひます。

続きまして、少子化の要因の2つ目としまして、内閣府の令和4年度少子化社会対策白書によれば、理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎるからが、56.3%と最も多くなつております。出生数の増加のためには、若い世代に対する経済支援の必要性を読み取ることができます。また平成30年の11月の内閣府男女共同参画局による第1子出産前後の女性の継続就業率につきましては、第1子出産を機に離職する女性の割合が46.9%となつており、約半数の女性が第1子の出産を機に離職している状況となつております。また厚生労働省の出生に関する統計令和3年度によれば、第1子となる女性の平均の年齢が30.7歳だそうす。この30歳の女性の平均給与につきまして、平成30年の賃金構造基本統計調査によると、28万8,400円となつており、第1子出産後に女性が離職した場合、世帯収入がひと月あたり約30万円減少するということになります。こうした状況を踏まえますと、出産を機に女性が離職する場合にあつて、子どもを持つにあつて、女性の減収分を補えるような夫の収入や、一定の減収期間を過ごすことができる程度の貯蓄が必要となります。女性の離職を防ぐための政策や、離職した場合においても、子どもを持つ前後で、変わらず安定した収入が得られるような策が必要ではないかと考えますが、こうした支援を実施することについてどのように考えますでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(鈴木賢君)

お答えします。市長の答弁にもありましたが、令和3年度より、子育てや介護等、家庭生活と仕事を両立しながら、生き生きと働き幸せを実感できるよう、ワークライフバランス支援を実践している企業に対し予算の範囲内で奨励金を交付しておりますが、昨日も鈴木由美子議員にご説明したとおりでもあります。ただし、1個人への交付ではない部分であります。現在、

雇用保険加入者の被保険者が1歳未満の子を養育する目的で育児休業を取得した際に、国の制度による育児休業給付金を受給することができるようであります。令和5年3月に、政府は少子化対策に向けて、男女ともに育休を取得した際に、休業前と同程度の手取り収入を確保できるよう、給付金の水準引き上げを検討していると表明しており、現状では休業前の給与67%、手取り収入の約8割を受け取ることができますが、それを休業前の給与の80%、手取り収入の約10割に引き上げる構想であり、育休期間中は、医療保険や年金など社会保険料の支払いが免除となり、実質の手取り額は休業前と同等となっております。また育児期間中に休業ではなく、時短勤務をした場合にも、給付金を給付できるよう、制度を見直すことも表明しております。制度の改正で80%の引き上げが実現すれば、所得面を見ると、経済的なハンデを負うことなく育児休業を取得できるようであります。女性の社会進出により、共働きが大半を占める現在であります。仕事と家庭ともに、男女が協力し合える環境づくりが進むよう企業へも働きかけ、また明日も企業懇談会等の打ち合わせがあるようすですので、説明しながら育児休暇取得できるような仕組みづくりをしていきたいと思ひます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

全国的な人口減少ですとか、働き方の見直しといった背景があつて、そういった政府による見直し等も検討されているかと思ひます。こうした見直しは、国も子育てによつて離職をせず、休暇を取得して仕事を続けながら経済的に支援する取り組みが必要であると考えているのではないかと思ひます。妊娠期間中や産後の経済支援につきまして、健康増進課が所管する部分についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(小埜和広君)

健康増進課所管において、出産前後におきましての経済支援が一部ございますので、ご紹介させていただきたいと思ひます。

各保医療保険制度におきましては、出産育児一時金、これが今年度から42万円から50万円と増額されたところがございます。このことによりまして、出産に伴う世帯の家計負担の軽減が図られているものと期待されているところがございます。また昨年度から開始しま

した、妊婦子育て家庭の伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施によりまして、妊娠期から出産、子育てまで、切れ目なく伴走型相談支援を充実し、経済的支援と一体的に実施してございます。経済的支援の内容についてでございますが、出産応援給付金として、妊婦1人あたり5万円、子育て応援給付金として、児童1人あたり5万円となっております。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)  
土屋議員。

◎4番(土屋範晃議員)

支援ですとか、PRによって尾花沢市が選ばれるような取り組みをしていただければと思います。人口減少に対する施策については、多くの部署が関わっており、それぞれの所管する分野でさまざまな支援が行われております。国の支援が拡充されれば、もちろん積極的に活用していくべきと考えております。一方で将来人口推計が、約20年後に半分になると予想されている本市において、独自に制度を作り、人口減少対策に予算を投じることも必要と考えます。こうした未来が到来することに、私はあの危機感を抱いておりますが、決して悲観はしておりません。それは人口が少ない自治体であるからこそ、ほかの自治体よりも、一人ひとりに手厚い支援をすることが可能であり、それを強みにすることができるという希望を持っているからであります。

例えば、妊娠された方にひと月あたり10万円で、出産まで10カ月100万円ですとか、産後、育休中の給与補填で100万円ですとか、あるいは出産祝い金として100万円ですとか、そういった大胆な制度を作ったとしても、本市の年間出生数40人から50人程度を考慮すれば、歳出総額は4,000万円から5,000万円程度で収まるものと考えております。

現在結城市長は、選挙公約におきまして、ふるさと納税20億円の目標を掲げて取り組んでおられると思います。本定例会の一般会計予算につきましても、今年度の寄附額の増額を見込んでおり、目標達成に向けて順調に推移していると感じております。そうした寄附額が増えることで、使い道についても自由度が増すこととなります。そうしたふるさと納税の用途につきましては、ぜひ人口減少の対策に大胆な制度として打っていただきまして、例えば本市の出生数が3桁まで回復するような、そういう勢いを感じられる自治体づくり、まちづくりに取り組んでいただければと思います。注目されるような政策を打つことで、子育て世帯のみ

ならず、尾花沢市に住む多くの市民が尾花沢市の将来に展望を持ち、本市に誇りを持つことができると考えております。以上で、私の12月定例会の一般質問とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、土屋範晃議員の質問を打ち切ります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分  
再開 午後1時00分

◎議長(菅野修一議員)

再開いたします。

この際、教育指導室長から発言の申し出がありますので、これを許します。教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

貴重なお時間をいただき大変申し訳ございません。先ほど高橋議員の一般質問に対する私の答弁において、いじめ防止対策連絡協議会の構成メンバーについて、社会福祉協議会と申し上げたところ、人権擁護委員に訂正したいので、議長の許可をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

ただ今の教育指導室室長からの発言の訂正の申し出については、議長において許可いたします。

次に6番 菅藤昌己議員の発言を許します。菅藤昌己議員。

〔6番 菅藤昌己議員 登壇〕

◎6番(菅藤昌己議員)

それでは12月定例会、先の通告に基づいて質問をさせていただきます。

まず1つ目は、市営住宅についてでございます。本市において、定住促進、低所得者向けの市営住宅の役割が非常に重要だと考えております。現在、空き家が出てきていると思われませんが、まずその空き家の状況をお聞きしたいと思います。

また、入居時の部屋のリフォームは、どの程度まで可能か。そして、退去時の清掃等は、基本、現状復帰してもらうのが基本原則だと思いますけれども、その基準はどうなのか。壁紙や畳等について交換をしても良かったことはあるのかどうか。

また、利用促進と定住促進を図るために、新婚世帯、結婚予定のカップルを対象に期間を設定して、数戸、所得制限を緩和している市営住宅が全国的にあるのかどうか。また、本市においては、災害や緊急時に入居



対応可能な部屋はどの程度キープしているかお伺いします。

また、冬の市営住宅の除雪についてお伺いします。市営住宅の雪下ろしについて、その場所と範囲について、市と入居者の役割分担について、基本的な考え方を教えていただきたいと思ひます。

2点目、野良猫や捨て猫対策についてでございます。近年、ペットブームの中で、多くのペットが飼われております。先日、10月の29日ですけれども、北村山高校で猫の譲渡会がありました。その譲渡された実績は何匹か。また、その譲渡会を開催するにあたって、その経過を教えていただきたいと思ひます。また、その市の関わりについても併せて教えていただきたいと思ひます。今後も継続して譲渡会を開催するべきと考えるが、いかがでしょうか。

猫の場合、交尾排卵し、2ヵ月の妊娠期間と短いわけですが、非常に増えやすいペットだと言われております。今現在、多数の猫を飼っている家庭がございます。専門家によると、避妊手術が非常に有効だと思われております。オス、メスの避妊手術を施す場合、1匹数万円の費用がかかります。村山管内での助成状況と、その避妊手術への助成の考えはないか、お伺いしたいと思ひます。

3点目、間口除雪についてお伺いします。本市の豪雪地帯において、冬の生活を快適に過ごすために、間口除雪が市民の話題に多く上っております。まず、間口除雪の定義を教えていただきたいと思ひます。

高齢者世帯、身障者世帯、弱者世帯などの情報を、オペレーターといかに連携、共有するかが重要であると考えます。それには、集落等の役員と、オペレーターとの打ち合わせ会や、現場での打ち合わせ会をすることも非常に重要かと思っております。ある地区は、毎年、地区内除雪について、堆雪場や除雪方法について、オペレーターを交えて打ち合わせを行っております。市道はもとより、国道や県道の間口をどうしていくべきか課題となりますが、市長の考えをお聞きしたいと思ひます。今現在、GPS機能で、除雪機の動きが分かるようになっておりますが、その機能に付け加えて、除雪の留意箇所や間口除雪の世帯を明示することは可能か、お伺いしたいと思ひます。

再質問に関しましては、自席によって行いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

菅藤議員からは大きく3つのご質問をいただきました。2つ目の野良猫や捨て猫対策につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

初めに市営住宅の空き室についてのご質問であります。市営住宅につきましては、住宅に困窮している世帯、かつ低額所得者の方に対して、低廉な家賃で供給するために整備された住宅であります。収入基準も含め、入居に関する諸条件は「公営住宅法」に定められており、本市も定めに基づき運営をしております。それを踏まえ、新婚世帯等への所得制限緩和につきましては、公営住宅法に新婚世帯等を対象にした所得制限を緩和する要件がありませんので、また、緩和することにより民間の事業者が不利な競争を強いられる、いわゆる民業圧迫等のない範囲で事業を行うことが重要だと考えております。なお、市営住宅の状況につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

次に、間口除雪についてのご質問ですが、先の伊藤議員の回答と重複しますが、間口除雪の定義につきましては、「各戸の出入り口や車庫等に市道除雪による雪をできるだけ置かない間口除雪に努める」とし、令和5年度道路除雪計画書内において明記しております。大きな雪をできる限り家の前に置かないよう、除雪業者と連携、協力しながら、精度の高い間口除雪を実施していくことを目指しているところであります。

間口除雪につきましては、平成30年度より実施しておりますが、市民の方々の捉え方、認識に差異があるとのことですが、降雪量や場所の特性によって違いが出てくるということがございますが、その定義につきましては、あらためて市民の皆様へ丁寧にお伝えしていく考えでございます。

市道の間口除雪につきましては、全ての住宅間口について平等に同様の方法で実施しており、内容は先ほど述べた定義のとおりであります。あくまで、道路除雪のため、住宅の敷地内や門の入口から玄関までを除雪するものではございませんが、降雪前にオペレーターと地区の間で、雪押し場や除雪方法、地区内の高齢者世帯等について、情報共有や打ち合わせを行うことにより、住民方々に優しく、きめ細やかな除雪体制の一助になるものと考えております。

国道、県道につきましては、継続して今年度も県への重要事業要望の中で、間口除雪の実施について要望しているところであります。県管理道路沿線につきましても、市道と同様に、できるだけ間口に雪を残さな

い道路除雪を要望し、特に高齢者など、要援護者世帯につきましては、市から情報を提供し、配慮をお願いしております。昨年度におきましては、市民の方から感謝の言葉を頂戴したこともあり、今後も継続して間口除雪への協力を要望してまいります。

GPS機能につきましては、当市では除雪情報提供システムという名称で運用しております。地図上で除雪機械の現在地が見える化したものであり、スマートフォン等からリアルタイムで市民も見ることができると、除雪作業への安心感と理解が得られる大変有効なシステムであります。そのシステムの中に、留意する個人の家を明示することについては、全ての人がそれを確認できるようになってしまうため、今後オペレーターの方がそういった情報を確認できる運用が必要な際には、システム会社と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

市営住宅の状況についてお答えいたします。現在の市営住宅の空き室状況であります。11月22日現在で9戸、こちら政策空き家を除く戸数となっております。

部屋のリフォームにつきましては、壁紙張り替えや手すりの取り付けなど、耐震構造に問題を与えるようなものでなければ、模様替えのほうを承認しております。退去時の清掃修繕につきましては、基本的には落書きですとかカビ、たばこのヤニなどの汚れはきれいに掃除をしていただき、畳につきましては、入居期間5年以上の場合に表替えを行っていただいております。なお、掃除をしても汚れがひどい場合につきましては、壁紙や襖の張り替えのほか、ハウスクリーニングを行っていただくこともございます。このことにつきましては、入居者説明会の際に配付する入居のしおりに記載の上説明を行っているところでございます。災害時等の入居対応部屋につきましては、災害による住宅の滅失などの際に、公募を行わずに入居できる部屋といたしまして、1部屋確保しております。市営住宅の雪下ろしにつきましては、基本的には住宅及び共同施設、自転車小屋、ポンプ小屋、ガス保管庫などの共同施設の除雪及び排雪を、入居者へ依頼しておりますけれども、危険を伴う屋根、こちら下屋部分を除く部分でございますけれども、こちらの雪については、市において除雪と排雪のほうを行っているところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

野良猫や捨て猫対策についてお答えいたします。議員からは、今年度実施した猫の譲渡会と猫の不妊手術や去勢手術に対する助成についての質問であります。

初めに、猫の譲渡会についてであります。10月29日に北村山高校において譲渡会を開催いたしました。開催までの経過についてですが、5月に北村山高校の生徒さんから、学習の一環として地域における課題解決を目的とした、猫の譲渡会を実施したい旨の相談がありました。市としましても高校生の想いをできるだけ形にしてあげたいと考え、村山保健所にも相談し準備を進めてまいりました。譲渡会当日は、23匹の猫の里親募集を行いました。市内外から多くの来場者があり、7名の方に合計9匹の譲渡が行われました。猫を譲りたい市民の方と、譲り受けたい方の橋渡しをすることができ、大きな成果があったと捉えております。

来年度以降の譲渡会についてでございますが、機運の高まりを捉え継続して開催できるよう、引き続き村山保健所やボランティア団体とも相談しながら対応してまいります。

次に、猫の不妊手術や去勢手術に対する助成についてであります。村山管内において、現在、8市町で猫の不妊手術や去勢手術に対する助成を行っております。本市においては独自の助成は行っておりませんが、山形県獣医師会でも助成を行っておりますので、市報に掲載して市民の皆様へもお知らせしているところであります。

動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律に定められている飼い主等の責任を遵守し、不妊、去勢手術についても行うとされておりますので、現状においては飼い主がその費用を負担すべきものであると考えております。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

順次、再質問させていただきます。市営住宅のことにつきましては、出る際にきちんと現状復帰のために、清掃をきちんと行っていただくと。また壁紙や襖の張り替えなどもやっていただく場合もあるということで、お聞きしたところでございます。畳については入居5年というところでのお話なんですけれども、この場合についてきちんと5年ごと、5年以上である場合は表替えを行っていただいているということで安心したと

ころです。やはり入居者、退去者が気持ち良く住んでいただくためには、この基本原則が非常に大切だなど、しっかりやっつけていってほしいなというところでございます。それで問題がたばこ、ヤニ、臭い関係なんですけれども、これについて入居者からご意見等いただいたことはないでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

直接は、担当のほうに確認しないと今即答できないところでございますけれども、やはり汚れがひどい場合につきましては、退去する前の段階で担当者のほうに確認しまして、汚れがひどい状況におきましては、ハウスクリーニングなどをしてもらうように徹底しておりますので、実際クレームとかあったかというのは、確認を取っていない状況でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

近年入居者から、こういう状態でお貸しするんですかということ、ご意見をいただいたこともありますので、その点しっかり入居者にも納得していただけるようなことで、引っ越ししていただければなと思ったところ。

あと市営住宅なんですけれども、エレベーターがあるのが荒楯と、あと下新田にあるわけなんですけれども、そのほか4階建て等の市営住宅があるわけなんですけれども、上の階での例えば歳を召した方、またはご病気された方が、下の1階、2階に変えたいということがあれば、それほどのように対応しているか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしくお祈いします。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

高齢者の方へのエレベーターのない住宅への対応ということでございますけれども、まず空き部屋の状況にもよりますけれども、まず入居する段階で、入居する方の年代ですとか、健康状態のほうを考慮しながら、なるべく上り下りの少ない低層階といえますか、1階、2階が空いていれば、そちらのほうに入居しているもらうように配慮しているところ。実際入ってから交換してくれというのは、私今のところ特に聞いたことがないというのが状況でございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

将来的に高層の階に住んでいらっしゃる方が、4階までってというのが難儀な方がいるかと思っております。その点併せてお願いしたいなと思っております。それで先ほどあの市長のほうから、民業圧迫、また公営住宅法により、新婚世帯を緩和することは、なかなかできないというお話なんですけれども、建設課長にお伺いしますけれども、全国的に公営住宅法により、こういう緩和をしている市町村あるかどうかお伺いしたいんですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

全国的には、群馬県の太田市などでは、新婚世帯などに限定してやっているところがあるようでございます。ただ、そちらにつきましては、国のほうへ承認の申請を申請して実施しております。ただ、その条件といたしまして、市営住宅の入居率が極端に低い場合、たぶん7割以下のような状況でございます。そういった入居率の改正を踏まえての申請のようです。なので、尾花沢市におきましては、今あの9割以上の入居率がございますので、そういった所得制限の緩和などというふうなことは、基本的にはできないというふうに理解しております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

了解しました。入居率が低い場合に、つまり国と相談して許可を得てやるというところを理解したところでございます。

続きまして、野良猫や捨て猫対策なんですけれども、私も北村山高校に行って、いろいろ拝見させていただいたんですけれども、非常に来場者がびっくりするほど多かったんです。9匹の譲渡が7名の方に行われたというところで、この実績もすごいなと思ったところなんです。それであのやはりこの事業ですけれども、ぜひ継続してやっていただきたいなと思っております。いろんな法律も変わりまして、前ですと、いろんな飼い猫等ができなくなった場合、または野良猫等がいた場合に、保健所に行けば引き取ってもらえるというふうな状況ですけれども、今いろんな状況が法律も変わりまして、飼い猫が保健所に持って行ってすぐ受け付けてもらえない、またはそのいろんな条件があるというふうにお聞きしているところでございます。この飼えなくなった場合ですけれども、その

保健所に持って行く方がいるかと思いたすけれども、その条件として何があるかちょっと教えていただきたいんですけども。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

猫の件でございますが、こういったやっぱり飼うことが、さまざまな理由で困難になられる方、やはりご相談受けております。そういったこともありまして今回、北村山高校さんの発案ではございますが、猫の譲渡会をさせていただいた経緯でございますので、今後につきましてもやはり、いろいろな理由で飼うことができなくなる猫というのは出てくるかと思いたす。保健所さんでもやはり今、菅藤議員仰るとおり、以前のように引き取っていただいて、保護していただくというのがなかなか難しい面もございます。ですので、そういった譲渡会等、今後も継続して開催いたしまして、こういったことも対応等していきたくと思いたす。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

保健所でも、引き取りを何回も持っていく方、また持って行かれる方のうちで、不妊手術等繁殖制限措置を講じない場合、指導を受けても受け付けられない方、それについては引き取りを拒否したり、あと基本的には持っていく前に、新たな飼い主を探す取り組みをしない場合ということであるようなんです。野良猫がいるからといってすぐ捕まえて、駆除のために保健所に持っていく場合は、自治体でも県でも、断られると。断ることができるという法律改正があったわけでございます。そういうこともあって、その野良猫対策等々含めて、不妊手術が必要だというふうに私自身も思っているところでございます。ですから、将来的にはぜひ不妊手術への助成をお願いしたいなど。県の不妊手術の獣医師会ですか、その助成があるということなんですけれども、その中身についてお伺いしたいんですけど、よろしいですか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

県の獣医師会のほうで行っております不妊手術、去勢手術の助成ですけれども、補助額につきましてはメスに対して5,000円、オスに対して3,000円という形で、7月ごろに申し込みを、今年ですと7月21日までの申

し込みということで募集、こちらのほう市報にも載せさせていただいて、市民にお知らせしているところでございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

獣医師会の県内の不妊手術の限度、100匹までというふうにお伺いしているんですけども、これについては、すぐ満杯になるというふうに聞いてございますけれども、それについてはいかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

今菅藤議員仰られたとおり、対象数としましてはメス50匹、オス50匹、100匹で、これ申し込み数超えた場合については抽選となって、当選された場合は連絡がいくというようなことになっております。まずは、こちらの制度を使っただき、あと市民のこれからのニーズ等捉えながら、市独自の助成制度というものを今後検討していきたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

あのですね、やはり飼い猫については、不妊手術というところで、それは理解できるんですけども、遊佐町のほうですけれども、どういうことをやっているかという、野良猫のメス、オス、この不妊手術を行ってございます。メスの場合ですと、野良猫のほうで35件、飼い猫が23件。去勢の場合ですけれども、飼い猫19匹、野良猫が16匹というところで、この野良猫のほうのこの対応をきちんとなされているという案件がございまして。これについて、遊佐町ではいろんな形で野良猫対策をやっていると。これ県内でも一番最初にやった町ですけれども、先ほど村山管内でも、8市町ですか、そういう助成がなされているというところで、いろんな市町のほうで、検討がされているようでございます。ですから、尾花沢市でも将来的にはぜひ、この件も合わせてご検討をお願いしたいなど思っているところでございます。今ただ単に、この野良猫というふうに言っただけかということの問題もあるんです。ですから、地域猫、地域でその大事に育てている猫ですけれども、ただ単に野良猫と言にくい現状も今出てきているわけなんです。ですから野良猫がいたということで、すぐ捕まえて、保健所へ持っていくという場合は、駆除のための野良猫については受け付けてい

ただけないという経過もありますので、この地域猫についてちょっとお伺いしたいんですけども、定義したいのがあればよろしくお願ひします。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

今、野良猫と地域猫という言葉について出てきました。野良猫と地域猫、両方とも屋外にいるという点では同じでございます。ただ、野良猫に関しましては飼い主がいなくて、ですので管理がされていないというような猫が野良猫となります。地域猫につきましては、地域の方が餌やりのルールを決めたり、あとトイレの設置などをしまして、近隣住民とのトラブルをなるべく起こさないように管理されている。この管理されているという点で違うのが地域猫となっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

山形県ですけれども、そういう犬猫の殺処分の件数が、全国でたぶん一番少ない県なのかなというふうになってございます。そういう犬猫の殺処分が少ない理由として、各市町村での避妊手術等が進んでいるということが言われているわけでありまして。県でも殺処分ゼロ運動ということで、県でも一生懸命取り組んでいるわけでございます。ですから、その点も併せて今後対応をお願いしたいなと思っているところでございます。

続きまして、間口除雪についてお伺いしたいと思ひます。間口除雪につきましては、いろんな名称がございます。ここでは間口除雪ということで、家の前の玄関や駐車場の前を間口ということで、その除雪する際に置いていった雪等の除雪というところで捉えるわけですけども、間口除雪、あと門口除雪というところもありますね。あと間口寄せ雪処理、間口の寄せ雪処理、あと押し雪処理等々、各市町村によって、全国的に見てみますと、いろんな表現があるかと思ひます。ですから間口除雪ですと、間口のところの範囲で、あと玄関までの除雪ではないんだよというところでの間口除雪なんですけれども、この言葉の使い分け等々が、非常に大切なのかなというふうに考えているところでございます。ですから、間口除雪もそうなんですけれども、門口除雪ということで言われている市町村、結構あるわけなんです。その間口除雪の考え方として、除雪で押して溜まった雪、これを除雪するのが間口除

雪で捉えていいのかなどうか、これちょっとお伺いしたいんですけども。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

間口除雪、門口除雪、寄せ雪除雪など、いろいろ名称あるようございますけれども、この尾花沢市で考えています、間口除雪につきましては、やはり各戸の出入り口ですとか車庫、あとは家の敷地に面しているところの市道除雪による、雪をできるだけ置かないように努めるということで、大きな雪の塊をできるだけ家の前に置かないよう除雪業者と連携し、精度の高い除雪を実施することを目指すものでございます。門口除雪とか寄せ雪除雪、押し雪除雪とかあるようですが、いろいろ調べてみますと、どれも言っているのが、本市で言っている間口除雪と同じようなニュアンスの内容のようで、名称がそれぞれで違っているようございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

しっかりそういう定義を市民の方々に分かるように、先の伊藤議員の質問あったようなんですけれども、チラシ等を配布しながら、その除雪体制についてお知らせ願えればなというふうには思っているところでございます。

あと間口除雪のこともそうなんですけれども、除雪に関して、県道、国道、市道等がございますけれども、事前打ち合わせを担当者同士で、この場所はこうなんだというところでの、事前協議的なものやっていますしやるかちょっとお伺いしたいと思ひます。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

国、県、あと市のどういった連携しているかというところだと思います。国道13号ですとか高速道路の管理は、国道維持出張所になります。あとその他の国道とか県道につきましては、県のほうが管理しております。つい先日ですけれども、11月30日になります。山形河川国道維持出張所、あと尾花沢維持出張所。あとその他の国道の管理、県道の管理ということで北村山道路計画課。あとはそのほか、村山の警察署ですとか尾花沢警察署。あと3市1町の自治体の除雪関係者の担当者が集まりまして、北庁舎のほうに。除雪についての合同での打ち合わせ会議ということも行っております。こちら年1回行っているということでございま

して、つい先日、開催したところでございます。なお、県道部分につきまして、その際に、特に高齢者など要援護者世帯についての、市のほうから情報提供のほうを行いながら、間口除雪への配慮のほうのお願いのほうも行ったところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

市のほうでは、間口除雪について一生懸命考えていらっしゃる。ただ、県について、いろいろ申し入れとか要望等をなさっているようですけども、県の考え方について、再度お伺いしたいんですけど、分かる範囲内で結構ですから。いろいろ要望等なさっているわけですけど。やはりある程度、足並みを揃えたほうがいいのかと。県道脇に住んでいる方と市道脇に住んでいる方の、いろんな差があってはどうかかなということもありますので、お聞きしたいなと思っておりますけれども、いかがですか。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

やはり市道につきましては、間口除雪は皆さん平等に、分け隔てなく実施しているところでございます。ただ、県道につきまして、昨年、一昨年までは、なかなかその間口除雪という言葉に対しての理解が、なかなか得られていなかったということも事実あります。ただ令和4年度、昨年度から、いわゆるその要援護者世帯などを中心とした配慮のほうをさせていただいているということで、感謝の声も届いているということでございます。ですので今年度、今年度以降についても、できれば全部の世帯といえますか、間口除雪のほうへの協力のほうもお願いしながらも、特に配慮を要する世帯へのご理解ということで、要望のほうを今しているところでございます。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

やはり間口除雪をするには、相当な費用とあと時間、相当な費用がかかるかというふうに理解してございます。ですから、先ほど市長の答弁の、やはり各戸の出入り口や車庫等に、市道除雪による雪をできるだけ置かない間口除雪に努めるという表現なんですけれども、やはり要援護世帯または高齢者世帯に、ある程度重点を置くというふうにしたらどうかと。もちろん間口除雪をしないというわけではなく、これを全世界帯を網

羅するというのは、非常に厳しいのではないかと。まずは援護世帯や高齢者世帯等を重点にというところでどうなのかなというふうに思っているところでございますけれども、市長はいかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

そのような配慮をしてやってもらっていると認識しております。そういう、なんて言うんでしょうか、可能であれば全てのですねお宅のところへということであれば、非常によろしいのかと思いますが、なかなかそうもいかない。時間との兼ね合いもあって。したがって、今、議員仰るとおり、特に要援護者の部分について、市道についてはですね、やっていただいている。国、県においても、そういうふうなことができるように調整を現在しているというふうに認識しております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

1つあのオペレーターさん、あと建設会社さんについては、非常にそのご苦労をかけるのかなというふうに思っているところでございます。それで尾花沢市において、市の雪国の暮らしを明るくする条例、昭和60年4月1日施行の条例がございます。これについては内容を見ますと、克雪、克服する雪ということで、そういう条例がございます。これ雪に関する条例としては、当時はすばらしいものであったのではないかなというふうに理解しておりますけれども。これが現在のこの克雪だけでいいのかどうか、これをちょっとお伺いしたいんですけども、総合政策課長いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

そうですね、ちょうどまもなく40年を迎えるような形になっているようです。今、議員仰るとおり、例えば山形県でも、いきいき雪国やまがた基本条例が平成30年にできたばかりなんです。それに比べると、うちのほうはまもなく40年経つので、大先輩としてこの雪国の暮らしを明るくしていきたいという形での、これまでの先人たちの思いがここにあるかと思っております。ただ中身を、今回議員のほうから示されたわけで、私もあらためて見てみますと、雪処理に特化したような形で、秩序ある雪処理を図ることが目的として

なっておりました。今の段階で考えれば、これだけでなくて、やはりあの雪をきっかけとしたまちづくりなどにも、例えば中学生による高齢者宅の除雪ボランティアや、地域での共助による除雪体制など、さまざまな雪に対する取り組みがなされている部分については、ここに記載なっていないという部分もありますので、1つの大きなまちづくりの方針としてのこの雪の条例になれば、さらに良くなるのかなと思っていますので、見直させていただければと思っています。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

やっぱり克雪だけでなく、やはり利雪、親雪、和雪も含めて、そういう観点からもぜひ条例の改正をしていただきたいなと思っているところでございます。これでもって、この雪国を、暮らしを明るくするように、条例の改正なんかを提案していきたいなと思っているところでございます。

最後にですけれども、GPS機能で、今現在、市民が除雪車がどこにいるかというところが分かるシステムになってございます。このGPS機能を市民がどの程度ご覧になっているか。活用しているか。分かる範囲内で教えていただきたいんですけれども。

◎議長(菅野修一議員)

建設課長。

◎建設課長(鈴木敏君)

GPSについてでございます。GPSにつきましては、平成28年度から導入しているところです。参考まででございますけれども、令和4年度、昨年度の冬期間におきましてのアクセス回数でございます。約2万回となっております。市民の使い方といたしまして、やはりあの自宅前の道路の除雪車が、いつもの時間帯にこない場合などに、その除雪車が今どの辺掃いているのかを確認したりするのに使っているのかなと思っています。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

菅藤議員。

◎6番(菅藤昌己議員)

それであるのやはり、そのGPS機能にプラスして、要援護者世帯と、あと留意する箇所等が明示できるように、ぜひその機能にプラスしていただければなと思っています。冬になればいろんな面で、建設課の電話が鳴りやまないということもあるかと思えます。最後にそういういろんなところの対応をしっかりとお願いしながら、雪の尾花沢の大変な除排雪関係、し

っかりお願い申し上げまして、私の質問に変えたいと思います。大変ありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、菅藤昌己議員の質問を打ち切ります。

次に1番 青野隆一議員の発言を許します。青野議員。

[1番 青野隆一 議員 登壇]

◎1番(青野隆一議員)

通告にしたがって、一般質問を行います。

最初に小中学校統合における課題について、4点お尋ねをいたします。

1点目は、2年後に中学校が、3年後には小学校が、それぞれ1校に統合されることになりました。本市では平成22年の牛房野小学校を皮切りに、小学校6校、中学校4校が毎年のように閉校を繰り返してまいりました。まさに閉校の歴史であります。そして今回、さらに5校が閉校を迎えます。これまでの間、どの学校も地域に支えられ、ともに歩む長い歴史を刻んでまいりました。このたびの統合小中学校は、尾花沢市の未来を託す、そして、新たなまちづくりのスタート地点に立つのだという市民の総意と覚悟が必要と考えます。私は統合年度を、おばね学園未来元年と位置付け、統合小中学校の名称、校歌、校章を全て新しくしてスタートすべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、統合小学校建設工事設計業務公募型プロポーザル審査結果について、7月19日に発表されました。しかし、どのような審査がなされたのか、具体的な内容は全く知らされていません。どんな学校になるのか、多くの市民が関心を持っています。市民の皆さんに親しまれ、利用される新しい校舎にするためにも、新庁舎建設と同じように、審査の過程や審査結果の詳細についても市民や議会に公表し、大いに議論すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目は、部活動の地域移行や任意加入制をどう進めるかについてお伺いをいたします。

まずは部活動が任意加入制になることによって、部活動をする人とならない人の下校時間が違ってきます。その際のバスの運行について、どのようにお考えかお伺いをいたします。また現在、福原小学校の5、6年生は、令和8年度に統合中学校の2年生、3年生となります。その時点で初めて尾花沢中学校にある部活動に加入することができるようになりますけれども、入部するとすぐに、中体連の地区総体を迎えることを考えますと、現実的に途中から入部するというのは極めて難しいと思われます。であるならば、来年度、福原

中学校の1年生から尾花沢中学校にある部活動を選択できるようにできないかお伺いをいたします。

4点目は、小学校が統合する令和9年度に、スクールバスは何台運行することになるのかお伺いをいたします。

また、事故防止や運転手確保の観点から、添乗員の配置が必要だと考えますが、ご所見をお願いいたします。

次に、徳良湖周辺の緑地化事業についてお伺いをいたします。8月18日の産業厚生常任委員会において、やすらぎ交流ゾーンの基本コンセプトについて、花畑から芝生を中心とした緑地広場へ転換する方針が示されました。令和5年度から7年度までの3カ年計画で、全体工事費は1億3,400万円としております。そこで2点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、1つの事業や事務が、単年度で終了せずに、後の年度においても負担、いわゆる支出をしなければならない場合においては、あらかじめ後年度の債務を約束することを予算で決めておく、債務負担行為の設定が必要ではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

次に、転換した理由については、後年度の大規模事業に伴う財政面を考慮したとしております。であるならば、来年度以降の2haについては、財政負担を大幅に縮減し、尾花沢らしい景観をしっかりとPRできる、ひまわり畑やそば畑などに見直しをしてはいかがでしょうか。そして、縮減した財源を尾花沢ならではの特色ある教育の実現や、スクールバスの更新、あるいは市民生活に直結した政策に充当すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

以上、政策提言についてご誠意あるご答弁をお願いし、質問席からの質問を終わります。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

[市長 結城 裕 君 登壇]

◎市長(結城 裕 君)

青野議員からは大きく2つのご質問をいただきました。小中学校統合に関する質問につきましては、教育委員会より答弁させていただきます。

私のほうからは、徳良湖周辺施設の緑地化についてのご質問にお答え申し上げます。

現在、緑地化を進めているエリアは、徳良湖周辺整備マスタープランにおきまして、やすらぎ交流ゾーン、これは市民と観光客が交流し、入浴や散策を楽しむなど、リラックスするゾーン、これに位置付け、中期的

な整備として遊休地の活用の一環で、市民が集いくつろぐ憩いの場、やすらぎ交流スペースとして、また、徳良湖の新たな観光拠点となる花畑を整備することとしておりました。令和3年10月に徳良湖周辺の関係者の方々からご意見をお聞きし、下地となる造成工事を令和4年度に完成しております。しかし、マスタープランどおり、花畑として事業を展開するには、施工費やその後の管理費等が高額となるため、芝生を中心とした緑地広場、これは憩いの場ではありますが、これを基本コンセプトに転換したところであります。

まず議員からは、債務負担行為の設定が必要ではないかとお尋ねであります。予算については、単年度予算の原則があり、予算は毎会計年度、調製して議会に提出し議決されなければならないとされており、その例外の1つとして債務負担行為があります。今回の徳良湖周辺施設の緑地化工事、これは芝張りであります。おおむね3カ年の計画ではあります。建設工事のように年度を越えた繰り越しを伴う工期の設定は必要ではなく、単年度ごとに区域を決めて年度内に完成できることから、単年度予算の原則に基づいて執行するものと捉えております。そのため債務負担行為を設定することは必ずしも必要ないものと認識しております。

続きまして、ひまわり畑やそば畑への見直しについてのご提案であります。今回施工した部分につきましては、冬期間はスノーランドとして活用しており、夏冬とおして維持管理等考慮し、先行して実施したものであります。予算の配分につきましては、市全体として検討していくものと考えております。

私からの答弁とさせていただきます。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸 栄 樹 君)

小中学校統合に関する課題について、4点ほどご質問をいただきました。部活動関連につきましては、教育指導室長より答弁させていただきますので、その他について答弁させていただきます。

初めに、小中学校の名称、校歌、校章を全て新しくしてスタートすべきではないかというお尋ねについてでありますけれども、尾花沢市小中学校のあり方に関する基本方針策定前の令和3年9月定例会で一般質問をいただきまして、ご答弁させていただいた内容に現在のところは変更はございません。令和8年4月の開校を目指しております統合中学校につきましては、これまで経験してきた宮沢中学校、玉野中学校、常盤中



学校の統合時の考え方と等しく、尾花沢中学校に福原中学校が統合する観点から、変更する計画にございません。しかし、新たに中学校の校舎を建設し移転する際には、校歌や校章について多くの皆さんのご意見をお聞きしながら、検討していかなければならないと考えております。

また、令和9年4月の開校を目指しております統合小学校につきましては、来年度の設立を計画しております、仮称でありますけれども、尾花沢市小学校統合準備委員会で、学校名や校歌、校章についてご協議いただかなければいけないというふうに考えてございます。

次に、統合小学校建設工事設計業務に関してのお尋ねについてお答えいたします。プロポーザル審査時の図面等の公表についてでありますけれども、プロポーザル方式は設計案そのものを選定するコンペ方式と違いまして、設計者の創造性、技術力、経験等を適正に審査し、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定することが趣旨でありまして、尾花沢市統合小学校建設工事設計業務公募型プロポーザル実施要領には、審査結果は参加者に通知するとともに、市の公式ホームページに掲載するとしてございますので、審査に付随した資料は公表するものではございません。基本設計業務のベースとなっております、基本構想、基本計画は、令和4年度に9回開催した、尾花沢市小中学校建設検討委員会における検討内容、及び5月に実施した保護者、教職員、区長等を対象としたアンケート、さらには2月に実施したパブリックコメントを反映させたものになってございますので、多くの市民の皆さんの意見をいただいて策定されたものでございます。

また、より具体的な設計を進める上で、学校現場で直接子どもたちと関わり、最も長い時間を過ごす教職員の意見を十分に考慮したいというふうに考えてございます。そのため、教育委員会では設計業者とともに、市内5小学校を訪問して現場をくまなく確認し、実際の使われ方やメリット、デメリット、課題などの把握に努めるとともに、教員を代表して教頭先生に対して、また、特別支援学級担当教職員、また、学校給食に携わる教職員とのヒアリングをそれぞれ行いながら、設計業務を進めてございます。基本設計業務の内容が一定程度整理された段階で、平面図や立面図などを総務文教常任委員会にお示しさせていただきながら、来年2月ごろに住民説明会を開催して進捗状況を周知する計画にございます。

また、今後とも事業の進捗については、市報や公式ホームページを活用して随時情報を開示してまいりま

す。

次に、スクールバスについてのお尋ねであります。児童、生徒の安全で安心な登下校を確保することを目的として、スクールバスを運行してございます。スクールバスは、学校統合により登下校に要する通学距離が長くなったことを背景として、現在の運用になっているという経過もございまして。現在、小中学校を合わせて、スクールバスとして13台所有しており、一部では路線バスやジャンボタクシーも併用しながら運行してございます。

令和8年度の中学校統合及び令和9年度の統合小学校の開校に向け、通学経路の変更について統合準備委員会等でご意見を賜りながら、必要となるスクールバスを確保しなければいけないというふうに考えてございます。しかしながら、運行业務を委託しております業者では、現在も運転手の配置に苦慮しておりまして、今後の運行拡大も想定して、鋭意運転手の確保に努めていただいているところですが、勤務が登下校時のみにあることに加え、運転手の高齢化も課題となっているようです。

また、安全なスクールバス運行のために、添乗員を配置してはというご提案についてですが、小学校のスクールバスについては、上級生が下級生の面倒を見ている現状です。これは、徒歩通学班と同様、縦割り班が上手く機能していると捉えてございまして、この経験が今後の糧になるものと考えてもおります。

また、教員による年度当初の乗車指導、運行に携わるドライバーと教育委員会、学校によるスクールバス連絡会議を開催するなどし、情報を共有しながら乗車指導するなどして対応しているところです。

今後予定する小中学校の統合に合わせ通学経路が大きく変わることから、スクールバス運行に必要な台数を積算し直すとともに、なるべく台数を増やさないよう努めてまいります。

また、運行の安全を確保するための周辺機器が日々進歩している状況にありますので、運行の状況が瞬時に分かるロケーションシステムをはじめとする車両搭載型の機器の活用について、研究させていただきたいというふうに思っております。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

私からは、地域移行や任意加入についてお答えします。

まず、尾花沢中学校の下校につきましては、部活動

を行う生徒の乗るバスと、行かない生徒の乗るバスの2便制を予定しております。

続きまして、福原小学校の5、6年生が尾花沢中学校の部活動も選択できるようにすべきというご意見については、現段階では、福原中学校にある既存の部活動に入部していただくということになります。山形県中学校体育連盟で定める、複数校合同チーム編成基本条件は、顧問教員の配置のもと、日常的に活動している部であることと定められております。この条件を満たすには、福原中学校で尾花沢中学校と同数の部の設立が必要となる。複数顧問制を保てなくなる。移動時間のため、活動時間を十分確保することができなくなるなど、課題が多く、実現は難しいと判断しました。ただし、今後の部活動のあり方については、柔軟な採用への変更が進んでおります。引き続き、注視してまいります。

なお、調整会議、協議会そして保護者の方向けの説明会、合わせて30回近い、そういった会議を行ってまいりましたが、この内容に関する意見はありませんでした。一方、部活動内の人間関係や部費のこと、施設のこと、そういったことに関する悩みや要望を把握することができました。委員会としては、生徒の気持ちを優先させながら、尾花沢市にとって持続可能な体制を整備することによって、部活動そしてクラブ活動に関わる多くの方々のウェルビーイングを目指して方針を立てるところでございます。ぜひご理解とご協力をお願いいたします。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

それでは自席より、再質問させていただきます。議長の許可をいただきまして、説明資料を添付させていただきましたので、合わせてご活用をお願いいたします。

初めに、小中学校の統合の課題についてお尋ねいたします。今年の春ですけれども、5つの小学校が統合して開校した遊佐小学校の校歌は、タレントのさかなくんが作詞、作曲をされました。また、飯豊町の4つの小学校と飯豊中学校を再建して、9年間の一貫教育を行う義務教育学校の名称を「いいでの森学園」に決定をしているようであります。小中1校統合の入学式は、児童、生徒、保護者、教職員が、わくわくするような、「さあ、この学校で頑張るぞ」と、そういった思いを持てるような、私は、入学式になることを願っております。そうした意味で、先ほどご回答ございました。小学校については、その検討を始めていくと

いうことでございますので、ぜひこの統合準備委員会というだけではなくて、広く、市民の皆さんも加えながら、新しい学校にふさわしい校歌、校章、そういったものをぜひ準備をしていただきたいと思います。残念ながら、中学校の校歌、校名や校章については、新しい校舎を建設、移設した際というタイミングのようでございます。私は建物の統合、建物の移築した時ではなくて、これまであった6校の中学校が1つになる。福原中学校も創設72周年、7,000名の卒業生、私もその1人でありまして、卒業いたしました。その中学生の子どもたちが、同じ制服で同じ校歌を、その新しい学校になるんだという思いをするには、建設年ではなくて、子どもたちが一緒に時期、これを私は新しい学校のスタートというふうに捉えるべきだと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸 栄樹君)

今のご質問についてお答えいたします。やはり議員の仰る気持ち、新たに新しい学校に向かうという気持ちについては、私も大切にしていきたいというふうに考えてございます。しかしながら先ほど答弁にもさせていただいたとおり、過去の統合の経過のほうも大切にしたいというふうに考えてございます。中学校につきましてはやはり、今まで多くの中学校が尾花沢中学校に統合する形で、これまでの経過のほうを大事にさせていただきたいということで、答弁をさせていただきました。これは令和3年9月から、考え方については現在のところ変更ないところでございます。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

これまでの中学校6校が、次々と時期をずらしながらも統合をして、いよいよ福原中学校が最後に統合されて新しい中学校がスタートする。私はこのことがスタートだというふうに思っております。中学校建設というのは、いつごろの予定ですか。

◎議長(菅野修一議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐 健君)

お答えします。現在、尾花沢中学校の校舎が昭和の本当の最後に建設されています。35年ほどを経過しております。現在の尾花沢小学校と考えてみると、まだ10年は使える校舎であると考えております。その後、

その中学校は、現在の小学校建築場所に隣接して建設するということまで計画が進んでおりますので、その時点で、尾花沢の小学校と、尾花沢の中学校1校、1校が、どのような形で義務教育学校となるのか、一貫校となるのか。どういう形でなるかは、その時点で、再度検討する。その時に新たな校歌、校章と考える時期である、そういう判断をその令和3年度の答弁の中でも話してきたとおりであります。建設も、小学校建設後10年はかかるのではないかなと考えております。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

教育長からございましたけれども、建物については最低10年、いつになるか分からないというのが、今の現状の状況だというふうにご理解をさせていただいております。そうしますと、新しい校舎が建つまでには、もう相当の子どもたちが、新しい総合中学校を卒業し、社会に旅立って、巣立って、そして活躍をしている。私はその子どもたちが、その学校に中学校の生徒として、同じ制服を着て、同じジャージを着て、同じ校歌を歌って、そこがスタートだと。私、建物をスタートするというのは、いささか議論をしていただきたいなと。先ほど小学校については、委員会のほうでやるということございましたので、ぜひですね、この件についてもご議論いただきながら、どの時期に、新しい学校のスタートにふさわしいのか。結論ではなくて、議論をしていただいて、そしてそれにふさわしい制服、校歌、校章、ぜひ私は、子どもたちの集まるその新生、新しい中学校がスタートをする。校舎ではない、子どもたちのスタートをぜひ、嬉しい、新しくなるという、その思いを込めて、歌を歌えるような考え方で、ぜひご議論を今後ともお願いをしていきたいというふうに思います。

次にですね、今回の学校統合ですけれども、かつて、学園都市構想という言葉が使われておりました。購入する土地は8haの中に、小中学校とともに、保育施設なども建設をされ、そして中央診療所の移設や、あるいは集合住宅なども建設をする。いわば今、少子高齢化、人口減少あるわけですけれども、こういった政策課題にも対応するために、コンパクトシティ化をしていく、いわば新しいまちづくりと、これにつながるんだという期待もしておりましたけれども、今現在、この都市構想、いわゆるまちづくりと、その学校建設が一体になるという考え方はもう、今のところは切ないんではないでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(永沢晃君)

今現在のまちづくりの部分については、都市マスタープランの中でも、学校の敷地をまず選定するという部分では、都市マスのプランの中で予定地を3カ所セットしておりました。その中で、最終的には1カ所を選定しておいた。その選定する際の1つの基準として、学校、小学校、中学校、あとは保育園が入った場合の最大の面積の7~8haを確保する面積の部分を選定しておいたという形になります。この選定する方法の中での、まちづくりの議論はされておまして、それがあの尾花沢の市街地という、この今あるまちのどこに持ってくるか、その7~8haをどこに置くか、どこに確保するかという部分では、まちづくりの議論としてはなされたわけです。一時活用させていただきました、学園都市構想ですか、それにつきましては、その選定する際に、最終的に一旦その言葉については今後使っていくかというふうな形で、皆さんのほうにもお示した経過あるかと思っております。今現在まちづくりと全く関係ないかではなくて、都市計画マスタープランの中で、その面積が確保できる3カ所を選定する際に、あくまでも既に3カ所を選定する際のまちづくりの議論はなされたものだと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

当初から8haという面積をまちの一角に持ちながら、今回3.4haが小中学校の敷地として予定をされておりますけれども、元々8haという考え方は、おそらく、この尾花沢の新しいまちづくりと、今回の新設される小学校の建設とは一体的なものだと、私はその考え方に沿って、今後とも進めていただきたいと思います。

今回の小学校建設、おそらく、尾花沢市にとっては、大きな今回事業だと。これをまちづくりと私は併せながら考えていただきたいと思います。ただ、統合小学校の建て替えだけということであれば、今ある尾花沢小学校をそのまま活用して、新校舎建設は中学校と一緒にやったらどうですかという、市民の声も聞こえておりますが、その考えについてはどんなふうにご考えておられるか、お尋ねいたします。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

現在のところ、まださまざまなご意見をお持ちの市民の方がいらっしゃるということは、承知してございます。しかしながら、私ども事務方につきましては、この前策定させていただきました基本構想、基本計画に沿って、業務のほうを進めさせていただいているのが現状でありますので、その計画の変更が必要であれば、また多くの皆さんからご意見を頂戴しながらしなければいけないというふうには思っておりますけれども、今のところ計画どおりに事業のほうを進めているという認識でございます。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

教育委員会の目指してきた、さまざまなその基本的な計画については、計画どおりに私は進んでいると思います。ただ、本当にそのまちの皆さん方が、この情報を共有しながら、やっぱり良い学校を作っていくという、なかなかそういった機運が私にはちょっと希薄かなど。全体化しているのかなというところで思っております。それでプロポーザルの公開についても、私質問させていただきましたけれども、これ公開しないという答弁でございました。プロポーザル実施要項、私も持っております。この14ページ、最優秀者及び優秀者が提出した技術提案書などは、プロポーザル特定後、ホームページで公開することがあるという、注釈をつけております。私はこのとおり、やっぱり今回のその選考過程を見ますと、地域に適した木材利用マネージメントの実施、あるいは豪雪地にふさわしい学校の実現をするための最適な除雪動線など、いわば新校舎の根幹に関わるコンセプトが、ここには競争されて、そして審査をされております。そういう中身を、この要項に記載をされたとおり、技術提案書については公表していただきたいと。そのことによって、市民の皆さん方にも、いろんな議論し市民もその学校と一緒に作っていく、そういうことにも私はなると。そういう意見をいただくためにも、これはぜひ公開をすべきだというふうに思いますが、あらためてご答弁をお願いいたします。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

やはり注目度の高い大規模な事業でありますので、多くの方の注目度が高いというふうに承知してございます。その中で、プロポーザルの進め方については、産業厚生常任委員会の皆様方からも、ご意見を頂戴し

ながら、今日まで進めさせていただいて、業者を決定してきたところでございます。特にですけれども、今年、令和5年4月24日の総務文教常任、産業厚生じゃなくて、総務文教ですね、総務文教常任委員会の際に、ちょっとプロポーザルの実施計画について、最終的にお示しをさせていただいた中身についてですけれども、業者の方からは参加表明書と技術提案書という、あの2本立てで申請書のほういただいて、審査を進めたところでありますけれども、特に技術提案書につきましては、文書に保管するために必要な視覚的表現につきましては、最小限の範囲に留めてくださいという形で、まさしくそれが建つんだよというような中身にならないような技術提案書に留めた内容で、書類のほうを頂戴するというところをご説明をさせていただいて、ご理解をちょうだいしているものというふうに思っております。ですので、審査の過程等については公表しない。あと、審査の書類については必要に応じてありますけれども、会社の優劣を決定するためのプロポーザルの審査でございますので、やはり公表するものではないというふうに事務局のほうでは理解してございます。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

今回のプロポーザルの評価基準採点表を見ますと、特定課題についての提案が、120点で一番得点の占める割合が大きいんです。どんなじゃあ学校を建てたいのかというその思いを、それぞれの業者さんが打ち出した、いわば内容について、前回市庁舎を建設する際には、プロポーザルの選考過程から、1次から、2次から全て公開をして、そしてその都度、議会、あるいは市民の皆さんに公表して、もっとこうあるべきだ、こうしたほうがいいんじゃないかということで、この24億円でこの庁舎が完成をいたしました。本来であれば、前に質問ありました教育委員会の、ここに一緒にということでありましたけれども、いろんな市民の声、議会の声で、とりあえず今の悠美館側という、こういう結論も出されました。私は、教育委員会、もちろん主導をしてやっていかなきゃならない事業でありますけれども、やっぱりこの校舎建設というのは、先ほど言ったように、まちづくりと密接に関わりながら、そしてどんな学校にしていくのか、どんな尾花沢にしていくのか、そういった夢をみんなで考えて、それを出し合っていく。それが大事なプロセスだと思っております。そういうことから言いますと、やはり私は、

そんなに内容が豊富なものではないという答弁でありますけれども、でもなおかつ、私は、議会や市民に公表していただきたいと思っておりますけれども、教育長いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育長。

◎教育長(五十嵐健君)

プロポーザルに関しては、やはり審査員のほうで十分検討させていただいて、決めさせていただきました。その審査の説明の中でも、建物が特定されるような提案はいけませんよと。こういうことを頑張る、こういうことに留意する、そういうポイントを示した提案ということで、形的なものを公表した途端、こういう形なのかというようなものは、なかなか示せないというので。ただ、今後2月には住民説明会を開かせていただきますし、その前には常任委員会のほうにも提案させていただきます。提案できる時期になりましたら、時間を置かず提案し、ご相談申し上げ、住民のほうにも説明していきますので、なかなか現段階ではまだ出せていないという状況、ご理解いただければと思います。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

来年の2月には住民説明会もやると。もう期間ないんですよ。そういう中で、これ公開するというふうに実施要項にも書いてあります。私はその公開するかしないかよりも、市民の皆さん方と、やっぱりその学校建設について、いろんな思いを共有しながら、そしてすばらしい学校を作っていく。そしてすばらしい尾花沢市を作っていくんだというそういうプロセスとして、私は、出す出さないを私議論するつもりはありません。ぜひそれはそれとして提示をしながら、2月から住民との説明会も入っていくのであればなおさら、議会にもちゃんと示しをして、私はその議論するための1つの大事な資料としてご提示をいただきたい。これは要望させていただきたいと思っております。

次に、スクールバスについて伺いたいと思います。文部科学省の調査が新聞に掲載されておりました。学習面や行動面で、発達障がいの可能性のある児童生徒の割合、小学生10.4%、中学生5.6%、年々増加をしているという報告をされました。本市では、この発達障がいという、このことについて私は、とやかく言うわけじゃないんですけれども、なかなか集団行動に入れない、あるいは多動があるという、そういうお子さん

でどれぐらいおられるというふうに、捉えておられるでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

具体的な数字につきましては、プライバシーにも関わるところがございますので、申し上げることはできませんが、やはり年々ですね、より、個に応じて支援していくというふうなこともありまして、そういった支援を要する子というのは、増加しているなどというふうな捉えでいるところでございます。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

答弁の中では、上級生が下級生を見守っていくんだという、それは非常に大事なことだと思います。しかし今、支援員の方々も年々増えてきている。なかなか教室、クラスが、1人の先生では見きれないような、そういった今の教育現場がございます。そうした場合、上級生が下級生をしっかりと指導していく。あるいは年度当初に先生方引率をして、その注意をする。でも、そのスクールバス30人乗っているとすれば、これは仮定の話ですけれども、10.4%という数字が全国的なものにすれば、3人ぐらい、そういう状態が、なかなか理解ができないような、児童生徒がいらっしゃると。私はそういうふうな状況の中で、運転手さんは物を運んでいるんじゃないんです。命を、子どもたちの命を必死になって一生懸命、安全運転にやっておられます。この間、残念ながら事故が起きてしまいました。運転手さんも悩み苦しんでいると私はお聞きをしております。そんなことを繰り返してはなりません。ですから、やっぱり添乗員についても、お金はかかるかもしれませんが、やはり安全運行、子どもたちの命を守っていく。今シートベルトも3点式じゃなくて2点式です。もし万が一、急ブレーキーしたら、吹っ飛んでいきます。吹っ飛ばないにしても前に倒れます。そんな状況ですから、今のバスの業務委託をされている内容について精査をしながら、私は議論をしていただきたいなど。添乗員の方が必要なかどうか、ぜひご議論していただきたいなど、こういうふうをお願いしたいと思います。

あと、運転手さんの確保が難しいというご答弁がございました。私もそのように思っています。今、バスが13台、これからどれぐらい増えるか分かりませんが、非常に70歳に近いあるいは70歳を超えている

方々が、その運転に携わっておられます。私、お聞きをしたら、午前中2時間、午後から2時間、1日5,000円程度のお金では、なかなか若い人がここに就労するというのは難しいようであります。それを考えますと、この業務委託も果たしていつまで続くのか。統合する時に台数が増えた時に、もし今、行っている業務委託が、できないというふうなことが起こった場合、どのように対応されると考えておりますか。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

仮定の話にはなかなかお答えしづらいところもございますけれども、近隣の市町村でも、やはり私どもと同じバスの運行に際しては、かなり頭を悩ませているということで、どの市町村でもちょっと方向性が、これだという方向性が見出せない状況にあるということ、この前、私のほうも認識してございました。基本的に遠くから通う子どもたちの足の確保をするのは、やはり私どもの責務ということから、バスのほうを運行してございますけれども、その運行基準についても、やはり運転手さんがいなければ、なんとも始まらないわけなので、その時にはやはり運行の見直しですとか、手法ですとかも、本格的に考えなければいけないんだろうなど。ただ、想定はして準備のほうは進めていかなければいけないという認識ではありますので、その点のご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

今回、12月1日から運転手さんが、臨時ですけども、1人増員なったようでございます。大変喜んでおります。今1人の運転手さんだけで除雪や、あるいは市長公用車を運転するのは非常にハードです。そういうふうな中で1人、これ期限分かりませんが、今回配置をされました。業務委託は、受託する業者があつて委託ができるという、これは当然ですけども、私は、受託できないというふうになった場合、これ直営でも、子どもたちの統合小中学校、安全に操業するためには、直営でも、この業務はしなきゃならないというふうに思っております。今後、そういうふうな状態、もっともっと厳しくなるとなった場合、やはり私はその市で直営の運転手を確保しながら、万全を尽くしていくと。早い段階からそういった議論をしていただいて、頼んでもできないというふうな状況をカバーして

いけるような、内部の体制もぜひ充実をさせていただきたいというふうに思っております。

部活動については先ほど、教育指導室長からございました。来年からの任意加入についても、大きく変わろうとしております。私はその時、毎年、中学校、小学校は続くわけですけども、その学年に所属する子どもにとって、その1年が最後の1年です。ですから、この部活動が自由な部活動にできるということで、平成8年の中学校統合は始まりました。ところが今のよう状況になって、なかなか好きな部活動ができない。もしかしたら任意加入制になって、今ある部活動でさえも選択できるのかどうか難しくなってくる。そういう状況でありますので、私は、もう来年から今の福原中学校の1年生になる子どもは、新しい統合中学校の1年生になるんだという、そういう思いで、いろんな知恵を出し合つて、部活動あるいはいろんな交流事業も含めて、慣れ親しんで、そして新しい学校で入学式に臨んでいただけるよう、ぜひ全面的に汗を流していただいて、準備をしていただければなと思っております。

先日、総務文教常任委員会の行政視察で、兵庫県の小野市に行かせていただきました。独自の小中一貫校、一貫教育として、小学校1年生から中学校3年生までの、おの検定というのを実施をしております、何回でもチャレンジをして、分かるまでチャレンジをする。そして間違いが多いのは、ここにも載せましたけれども、間違いランキング集というのがあつて、それをこんなところ間違いやすいんですよという、そういった本当に全国でも、教育レベルの高い小野市を視察をさせていただきました。そのリーダーになっているのが東北大学の川島教授という、この方が教育、教育行政顧問ということで、この小野市の教育を全面的に支えておられます。東北大学、隣ですので、私は建物も大事なんですけれども、尾花沢の尾花沢らしい教育をどう作っていく、このことについて、ぜひですね、この川島教授、1回お呼びいただいて、講演会でもいいですから、やっぱりそういった、これからの尾花沢の教育を考える機会としてやっていただきたいなど、ご要望を申し上げたいと思います。そしてもう1つ大事なことは、これも載せさせていただきましたけれども、いわば教育委員会自らの改革が必要だということで、形式主義の払拭、ここに6項目ありますけれども、お読みいただいて、やはり、市民も保護者も教職員も含めて、新しい何かわくわくするような、そういった学校教育にしていくなんだという、そういった機運をぜひ

ですね、高めていただきたいと、このことをお願ひしたいというふうに思います。

次に、徳良湖周辺の緑地化事業についてお伺ひいたします。債務負担行為は必要ないという弁解でございました。これについてはですね、地方自治法の214条、ここに規定がございます。私は必要だというふうに思っております。このことについてここで議論する時間がございませんので、先ほどの見解について、今後とも、これからもですね、いろんな予算議案で審議されることになろうと思ひますけれども、この債務負担行為のあり方について、ぜひ共通した認識を持てるように、次回の1月10日の全協に、市の考え方をぜひお示しをいただきたいというふうに思っております。

それで、基本コンセプトの変更ということでございましたけれども、いつ決定をされたんでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

お答えいたします。今基本コンセプトの花畑から緑地化へ変更になった、いつかということであります。結果につきましては、先ほど市長の答弁の中にもありました、令和3年の10月に徳良湖周辺の方々の関係者のほうから意見聴取をしております。その中で令和4年の11月に内部のほうで調整会議を行ったところあります。そちらも含めまして、令和5年の3月議会のほうで、今年度の予算のほうを審議していただいた際に、方向性のほうは提示させていただいております。今年度の8月に産業厚生常任委員会にて報告させていただいた状況であります。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

時間がせまっておりますので、端的にご答弁お願ひしたいと思います。

定期的なスペース貸し出しによる収益というのがございました。どの程度見込んでおられるのか。あるいは維持管理費を年間370万円と見込んでおります。本当に間に合うんでしょうか。お答えお願ひします。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

定期的な貸し出し用の収益ということでもありますけれども、こちらのほう、芝生にした場合、例えばの使用の事例として挙げたことでもあります。例えば、イベントスペースとして、その区画を貸し出した場合に、

使用料を徴収してできることも1つの方法だというようなことで説明させていただきました。詳細の収益までは計算してございません。あと維持管理費の370万円という金額につきましては、道路向かい側の農山村広場、いわゆるグラウンドゴルフ場の芝の管理を想定した概算の金額でありますので、今後の芝の状況でありますとか、社会情勢等を考慮しながら、変更の可能性はあるものと思っております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

私インターネットで相当検索をさせていただきました。木陰も遊具もない2ha全面芝張り公園、見つけることができませんでした。どこかに成功事例があるんでしょうか。あれば教えてください。

◎議長(菅野修一議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(齊藤孝行君)

成功事例ということでもありますけれども、私のほうでも把握はしてございませんが、ちょうど道路向かい側の農山村広場の部分については、約2.8haであります。こちらのほうは、今回の芝張りと同じように、若干植栽ですとか、あと休憩、東屋等ありますけれども、似たような箇所となっております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

青野議員。

◎1番(青野隆一議員)

私から申し上げる必要もないんでしょうけれども、やっぱり市の事業というのは、地方自治法に沿って少ない経費で最大の効果を上げると、これが行政の根幹であります。そうした中で、今、観光課長からいただきましたけれども、なかなかその事業毎の、あるいは収入等々についても、なかなか見通しについては明確なものがないということでございます。私は今回の資料のほうに、説明資料のほうに、荘内日報ニュースというのを載せていただきました。1つは月山高原のひまわり畑、最大2ha、同じ面積でございます。こちらのほうは、団体のほうに、交付金ということで、50万円を交付しているようでもありますけれども、こちらのほうは、障がい者施設と組みながら、こういったひまわりの油を絞って、そして有効に還元をしながらやっていると。右側のほうは、これは長崎県の松浦市でございますけれども、これも同じ2haで、これも団体委託をして、10万円の交付金をしているということでございます。これも県内外から大勢の人が集まってフェ

スティバルやっているということでございます。やはり、芝生というものも1つの考え方でしょうけれども、私は全てこれからは、市がお金を出して管理をしていくということよりも、市内にあるさまざまな団体の皆さん方、あるいはその関心のある皆さん方をお願いをして、そして、そういう広場というものを市民みんなで作っていくような、そうして、なるべくお金もかからないような、やっぱり施設を始めるべきだというふうに思っております。そうした意味で、今回、1億3,400万円の大変大きなお金をおかけをするわけですが、昼間ちょっと財政課長にお聞きをしましたら、去年5%の財政収入でありました。その効果は1億3,000万円だったということでございます。ほぼ同じような額。シーリングをして、いろんな行政施策をカットしてやられたということでございますけれども、さらにやっぱり尾花沢市としての財源の乏しい自治体におかれましては、さらに有効な、先ほどから申し上げております、教育への投資、あるいは土屋議員からもありました、若い人たちの確保、そういった緊急性のある施策にぜひ投じていただきながら、有効に使っていただきたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、2面のほうに私あの人口減少の状況についてグラフを添付させていただきました。いわゆる10年後の尾花沢の姿が下段の表でございます。ほとんど75歳以上の年齢に移行して、そして若い方々が非常に少なくなるという人口ピラミッドでございます。これを見ますと、やはりこれからの10年後の尾花沢のまちづくり、そういうものを、どうあるべきかというのは、私はこの資料をよく見ながら考えておりますけれども、最後に市長のですね、私がずっと述べてしまいましたけれども、そういった花畑のあり方について、あるいはこの人口減少に対するやっぱり施策をしっかりと施していただきたいという願いも込めながら、話をさせていただきましたけれども、市長のご所見をお伺いしたいと思っております。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

徳良湖につきましては、いろいろな場面で今後の計画ということで、変更の部分も含めてですね、お話させていただいたというふうに認識しておりますが、あらためてですね、先ほど私の答弁の中にもございましたが、あくまでも市民の憩いの場ということで整備をしていきたい。そしてなおかつ、その場所につきましては、冬場においても、今度は先ほどもお話したん

ですが、いわゆる雪に親しむ場所という場所として、有効に活用していこうと。これもまた市民の方々も含めて、1つの皆さんが集まる場所として使っていける。両面合わせて、きちんとして使っていただくには最適な、いわゆる芝生を敷くことがいいんじゃないかということで、皆さん方にお話をさせていただいたというふうに思っています。いずれにせよ、付随的にほかの利用の方法もあるということではあります、あくまでも市民の方々にご利用いただいて、そこがいわゆるいろんな形で、癒しの場というふうに考えていただければいいと。

最後になりますが、緑に覆われた場所、まさにこれが尾花沢市に非常に適した場所。そしてなおかつ、私も首都圏でちょっと40年ばかり生活してきたもんですから、東京中心なんです、非常に緑が多いと私は感じております。それは多くは芝生です。そういう中で、本当にさまざまな方々、いわゆる体がなかなかうまく、なんていうんでしょうか、機能できないような方でも、いろんな形で癒やせる場所として過ごしていただけないかなというふうに思っております。東京駅に近いところでは、皇居、皇居の前も芝生そして松、これだけありますが、非常に人が集まって、すばらしい場所になっているというふうに思います。以上であります。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時01分

◎議長(菅野修一議員)

再開いたします。

次に5番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

[5番 鈴木清議員 登壇]

◎5番(鈴木清議員)

通告により一般質問をさせていただきます。本日最後の一般質問です。大変お疲れのところでございますが、どうぞよろしく願いいたします。私の質問は大きく2つです。

1つ目は、環境基本計画についてです。本市は令和3年5月に、尾花沢市ゼロカーボンシティを宣言し、省エネの取り組みや、再生可能エネルギーの利活用と地産地消の取り組みを推進し、令和13年までの10年間



の環境基本計画を立てています。再生エネルギーにおいて、風力発電をどう考えているかお尋ねいたします。

また、本年9月のマスコミの報道によって、関西電力による尾花沢市、最上町、舟形町の1市2町にまたがる熊ノ返山周辺の山中に、風力発電計画、高さ150m、出力4MW、40基があることが分かりました。本市は事業者の風力発電事業計画に、どのように対応していく考えか、以下お尋ねいたします。

①本市の環境基本計画の再生可能エネルギーの利活用の中で、風力発電はどの位置付けられていますか。

②これまで令和元年、宮城山形北部風力発電事業、令和2年、山形尾花沢風力発電事業はどのようにになりましたか。

③関西電力の風力発電事業計画について、以下お尋ねいたします。A～Dまであります。

A、マスコミ報道によると、環境アセスメントの第1段階の配慮書準備中とありますが、配慮書とは何か。市民の意見は取り入れられるのか。その後の流れはどのようなものか教えていただきたいと思っております。

また、基本的な事業の概要、立地調査や風況調査などと、本市にとってどのようなメリットがあるのかお尋ねいたします。

B、吉村県知事は、近年の豪雨による土砂災害と、冬季間の維持管理の懸念と、絶滅危惧種イヌワシの生息のための環境保全の必要を会見で述べておられますが、本市はどのような考えですか。

C、風力発電の低周波による健康被害の恐れはありませんか。

D、環境アセスメントは、許認可法ではなく、手続き法であると言われておりますが、今年に入って、東北各地で風力発電計画の中止の事例がたくさん出ています。住民と市議会の意見を聞き、事業への同意の取得は必須条件と考えますが、どのように考えますか。

大きい2点目です。希望の給食目指して。本市は県内でも早くから学校給食を半額助成して、子育て支援をしてきました。今年度、全国の小中学校の給食費を無償にする自治体が482に広がっています。さらに、給食を希望の給食とするため、以下質問いたします。

①教員の働き方改革の観点から、給食費の学校徴収から、自治体が徴収管理する公会計化を導入してはいかがでしょうか。県内では4教育委員会が導入済み、14教育委員会が準備検討中であります。

②南陽市、高島町のように、有機米を学校給食に提供してはどうでしょうか。農林水産省が、みどりの食料システム戦略で推奨している有機農家を育成する考

えはありませんか。

③物価高騰の中、保護者の負担軽減、子育て支援、食教育の推進、子どもの人権保障、生産者の育成等々のために、小中学校の給食費を全額無償にしてはいかがでしょうか。

以上が質問席での質問ですが、答弁によりまして、自席にて再質問をさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

鈴木議員からは大きく2点のご質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。なお、2点目の学校給食に関するご質問につきましては、教育委員会より答弁をいただき、また私の答弁の一部につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

初めに、環境基本計画についてであります。同計画における再生可能エネルギーの中で、風力発電の位置付けと、これまでの民間事業者による風力発電事業の成果、また現在の関西電力株式会社が検討している風力発電事業の3つの項目についてお答えを申し上げます。

まず1つ目の環境基本計画における再生可能エネルギーの中で、風力発電の位置付けにつきまして、昨年5月に改定いたしました、尾花沢市環境基本計画において、再生可能エネルギーの推進と地域の活性化を施策の柱として掲げ、個別目標として再生可能エネルギーの地産地消と付加価値の地域循環を目指すこととしております。また、民間事業者による開発においては、計画段階で地元住民等への十分な説明を求めるなど、地元の理解と合意の上で計画が進められるように働きかけるよう努めております。

また、尾花沢市の再生可能エネルギーにおける風力発電の可能性については、環境省が公表しているデータを基にした推計により、太陽光発電等と比べて相対的にポテンシャルがあるとしております。

なお、2つ目、3つ目の項目につきましては、詳細は担当課長より答弁いたさせます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（菅野修一議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三宅良文君）

次に2点目ですが、これまでの民間事業者による2つの風力発電事業につきまして、仮称、宮城山形北部風力発電事業については、令和2年7月に山形

県から国へ方法書に対する意見が提出され、現在は現地調査を行っている段階でございます。

次の仮称、山形尾花沢風力発電事業については、事業者が現地調査の中で実施した風況観測の結果、想定より風況が思わしくないことから、令和4年10月に山形県に対して事業廃止の通知が出されたところでございます。

次、3点目の関西電力株式会社が検討している風力発電事業につきまして、9月初めに尾花沢市、最上町、舟形町にまたがる熊ノ返山周辺の山地で、関西電力株式会社による風力発電事業が検討されているとの報道があったところです。これを受けて、吉村山形県知事が、土砂災害の恐れや冬期間の維持管理、希少猛禽類のイヌワシの生息などに触れ、再エネ導入は地域の理解や自然環境との調和が大前提であり、事業予定地はさまざまな懸念を有していると表明しております。尾花沢市におきましても基本的な考え方は同じであります。事業の実施にあたっては、地域住民の理解と自然環境との調和が必要であると考えております。

現在は、環境影響評価による第1段階、配慮書の作成に向けた準備、検討を行っている段階であると伺っております。この配慮書とは、事業の検討段階において、環境保全の配慮事項を取りまとめたものであり、配慮書が山形県知事に提出されたのちに、山形県知事より尾花沢市長に依頼があり、尾花沢市としての意見を提出する流れになります。また、配慮書の公告、縦覧により一般の方も意見書を提出することができます。その後、現地調査の結果や調査手法を取りまとめた第2段階、方法書、現地での調査を実施する第3段階、現地調査、その結果や事業実施による影響の予測、評価の結果を取りまとめた第4段階、準備書、準備書手続きでの審査結果等を踏まえ、準備書を修正する第5段階、評価書など、段階を経て事業計画が示されていきます。

本件につきまして、第1段階、配慮書の前の段階として、風力発電事業の候補地の1つとして検討を行っていることと伺っております。風力発電の低周波による人体への影響については、今後、同社から科学的根拠に基づく丁寧な説明がなされるよう働きかけを行ってまいります。

尾花沢市において検討されている民間事業者による風力発電事業については、引き続き、山形県や関係自治体とも連携を図り、地元住民等への十分な説明を求めるなど、地元の理解と合意の上で計画が進められるよう働きかけ、適切に対応してまいります。

◎議長(菅野修一議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(工藤雅史君)

給食に関するご質問にお答えします。

初めに公会計化についてです。公会計化とは、地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用するとともに、徴収、管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行うことをいいます。見込まれる効果といたしましては、教員の業務負担の軽減、保護者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化、透明性の向上、不正の防止、公平性の確保、給食の安定的な実施・充実などが挙げられます。全国において学校給食費の公会計化を実施している自治体は、令和4年5月1日時点において34.8%、準備・検討している自治体は30.4%となっております。文部科学省では、教員の業務負担軽減等の観点から、公会計化の一層の推進を図っております。尾花沢市における公会計化につきましては、統合時の導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

また、学校給食費が無償化され徴収されることがなくなれば、公会計化を行う必要はありません。学校給食費の無償化につきましては、国ですべきことと考えており、引き続き要望してまいります。

続きまして、有機米の学校給食への提供について、お答えいたします。山形県における学校給食で使われる米につきましては、全農山形の委託を受けた一般財団法人山形県学校給食会が、各地域でとれた「はえぬき」を供給しております。

尾花沢市の有機米の学校給食の提供につきましては、尾花沢市に有機米を提供できる農家がないことや、物価高騰に対する食材確保を優先することなどから、現段階では考えてはおりません。

最後に、学校給食の無償化についてお答えします。物価高騰及び保護者の負担軽減、子育て支援につきましては、本市では、議員仰せのとおり、半額の助成を実施しており、さらに食材高騰に対して1食あたり10%の補助金を学校給食会計に交付。第3子以降につきましては無償としており、県内では助成額が大きい自治体であると捉えております。また、経済的な困窮についてご相談があれば、扶助費で給食費を援助しております。なお、要保護、準要保護に関するプライバシー情報については、十分に配慮して扱われております。

食育につきましては、給食時の昼の放送や給食だより等を通じた食材の栄養に関する理解の促進、生活科

や総合的な学習の時間等における地域の食材との触れ合い、常盤小学校児童が栽培した大根の給食での提供に代表されます地産地消ウィークの実施などを通して、ふるさと愛の醸成に関連付けて、充実した教育活動が展開されております。

先ほども申し上げましたが、学校給食の無償化につきましては、財政規模が小さい自治体でありまして、負担も大きくなるため、国や県の施策、助成の動向を注視するとともに、国が無償化を行うように要望しているところでございます。今後も、地域間格差を生まないようにするという観点から、国で実施できるよう要望してまいりたいと思います。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

農林課長。

◎農林課長(五十嵐満徳君)

それでは、有機農家の育成についてお答えいたします。有機農業は、平成18年度に策定されました有機農業の推進に関する法律において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されております。

国においては有機農業を推進していますが、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことから、高付加価値化できる一方、収量が少ないなどの課題がございます。

本市では農業者の高齢化や後継者不足など、スマート農業を導入するなどし、低コスト化が浸透しつつあります。肥料や農薬を使用しない有機農業は、食の安全や環境に配慮した農業ではありますが、除草や防除対策など、慣行栽培では考えられないほどの手間がかかることから、なかなか浸透しないのが現状となっております。十分な土壌作りや農作物の管理を実施しないと、思ったような品質の作物を栽培できないため、注意も必要となってきます。

また、有機農作物と名乗るには、登録認証機関より有機JASの認証を受ける必要があります。過去に使用した農薬が土壌に残留していたり、近隣の畑から農薬が飛散したりして、有機JAS認証が受けられないこともございます。

また、化学肥料を使用しないことで生育がゆっくりとなり、収量が少ないことなどもあり、本市では有機米作付を行っている農家はございません。有機農業を取り入れるかは、個々の農家がメリット、デメリットを考慮し、経営判断を行うものと考えておりますので、

有機農業を行いたい農業者へは、情報の提供を行うなどして支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木清議員。

◎5番(鈴木清議員)

それでは自席から再質問させていただきます。最初に環境基本計画ですが、ただ今の答弁にありましたように、地産地消とか地域間循環を目指すというふうな文言でありまして、風力発電という位置付け、文言は、基本計画の中にまだないという認識でよろしいでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

環境基本計画の中で、風力発電につきましてはポテンシャル等、載せさせていただいております。これにつきましては、環境省の公表しております再生可能エネルギー情報提供システムのデータにより分析させていただきまして、風力発電ですとか、太陽光ですとか、そういったもののポテンシャルのデータを環境基本計画の中にも載せさせていただいております。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

太陽光発電と比べてポテンシャルがあるというのは、私も同感であります。私は、風力発電に大変興味ありまして、すばらしい発電の装置でありますし、憧れてもいるようなところで、風力発電を全面否定するところはありますが、風力発電によって自然破壊とか、森林の乱開発とか、豪雨災害を起こす心配はないとか、イヌワシ、クマタカなどの生態系の破壊がないか、低周波による健康被害がないかということで、検証するために今回、質問させていただく所存であります。

その中で、先ほどの答弁にもありましたが、風力発電について、民間事業者による開発において、計画段階で住民、地元住民への十分な説明を求めるなど、地元の理解と合意の上で計画が進められるように働きかけるように努めておりますと。計画を進めるという立場なのか。常任委員会では中立だというふうになっておりますが、中立ではなくて、進められるように一生懸命努力しますという議案の表現でしたけれども、そこら辺どうでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三宅良文君）

今ありましたけれども、まずは一番大事なのが、地元住民等への十分な説明、そういったものをしていただく。地元で理解される、合意される、そういったものがなければ、事業としては進みません。やはり地元の住民、あと議会の皆様もそうですけれども、そういったものに説明しながら、懸念される事項、そういったものが払拭されなければ、進まないという面もございます。ですので、事業ありきとはなくて、やはり地元の合意形成や、そういったものが必要と考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

合意形成を図るために進めるといふ、地元の理解と合意の上で進めるといふふうなことで理解しました。ところがまだまだ情報が私たちにも、市民にも提供されていないと私は思います。今回40基建てると言いましたけれども、尾花沢市は何基が建てられるのか。隣は何基なのかという、そういう基本的なことがさっぱり分からないというふうなことがありますので、詳細をできるだけ伝えていただきたいと思っております。

それから、私はこの環境基本計画の見直し、令和8年にあるということなので、その時点でまた検討していただきたいというふうに思っておりますけれども、この環境基本計画に先立って、尾花沢ではすばらしい条例があります。尾花沢市清らかな環境を保全する条例ということで、前文の中で、「本市では、人、動植物も含めた全ての生命が共生する健全で快適な環境づくりを目指すものとする。」ということで、生物の多様性、共生していくんだというふうな文言が入っておりますので、それも含めて、風力発電の計画については考えていただきたいと思っております。

2点目の、これまでの仮称、宮城山形北部風力発電事業と山形尾花沢風力発電事業について説明がありました。令和元年から始まっているわけですが、令和元年の宮城山形北部風力発電事業については、宝栄牧場に3基建てるといふことになっております。先ほどの説明では、調査をしているという段階で、消えてはいないというふうなことでしたけれども、もう1つのほうの令和2年のほうの上柳渡戸と鶴子地区の4基は、もう撤退しているというふうなことで、この事業というのは、なかなか撤退しないで続いているというふうなことでありますが、令和元年の配慮書、方法書まで進んだ中で、私は宝栄牧場ということで、牛へ

の低周波の問題がないかというふうな心配しているんですけれども、いかが考えておりますか。

◎議長（菅野修一議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三宅良文君）

仮称、宮城山形北部風力発電事業、これにつきまして、宝栄牧場付近でということありますので、当然ながら今仰れたとおり、牧場ですので、牛への影響、そういったものも説明を求めながら、懸念される事項を確認しつつ進められるかどうかということを確認していく流れになります。今現在、まだ風況調査等の現地調査をされているという状態でございます。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

その2つの事業が先に計画がありまして、今回3つ目の関西電力による事業計画が出ておりますが、その事業計画に対して、市民への説明会というのはこれからする計画ですか。

◎議長（菅野修一議員）

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長（三宅良文君）

3つ目となります関西電力における風力発電事業、これにつきましても、まだ、今、先ほど申し上げましたとおり、第1段階、配慮書の前の段階で、事前に猛禽類の調査等、今やってらっしゃる状態でございます。当然ながら地元との対話といふか説明、そういったものも段階を経てされるように話を行っております。ただ、まだ全然、配慮書までも行っていない段階で、候補地の1つ、計画にもまだなっていない、それを尾花沢に何基とかという話をありましたけれども、全体で、尾花沢と最上町と舟形町とで、熊ノ返山の周辺ということで、事業としては40基ほどはしておりますが、それが尾花沢に何基と、そういったところまで計画されてもおりません。ですので、まだ入り口の段階でございますので、そういった段階を経て、住民への説明等もすることとなると考えております。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

まだ準備、配慮書の段階であるということで、詳しいことは分からないというふうなことでございますけれども、詳しいことが分からないままでもいいのかというのを私は思っているところです。

先ほどの2つの例では、鶴子、上柳渡戸のほうは、

風力、風況調査によると、あんまりよろしくないという調査の段階で分かったということですが、そういう風況調査、立地調査を関西電力はどの程度しているのか。細かいことがさっぱり分からないんですけども、例えば普通はイメージ画像という、建てる時、こういうふうになって、こうなりますというのを作るんですけども、それもまだないのでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

今の質問、関西電力の事業に関しまして、まだ本当の配慮書の前の段階、計画にもなっていないような状態でございます。候補地の1つでございますので、そういった詳しいものに関しては、まだこれからということになります。ましてや私ども市は事業者でもございませんので、なかなか詳しいことまでご説明まだ、できません。大変申し訳ございません。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

それではあの角度を変えて、今関西電力から提示されているのは、風力発電というのは、大型の風力発電と考えていいのか。中型なのか、そこら辺はどうですか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

規模といたしましては、先ほどもありましたけれども、約160MWの4MWかける40基相当、そういった規模との内容を聞いております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

イメージとしては新聞報道にありましたように、150mで、かなり大型なものです。羽根の長さも50mで、直径が100m。そうすると一番上のほうで200mを超すと。そうすると東京タワーの3分の2ぐらいになります。かなり大きいものが40基できるというふうなことで、私たちは産業厚生常任委員会で、大体の地図を見せていただいて、熊ノ返山周辺から、ずっと山刀伐峠までこうあって、こういうふうになってくると。そうすると、近い場所が南沢、寺内、牛房野、岩谷沢になるので、そういう近いところで低周波の問題ないのかどうか、心配になるんですが、どれくらいの距離になるというふうな、分かりましたらお願いしま

す。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

今、何回も申し上げてあれなんですけれども、どこに立つということも、尾根周辺となっておりますが、どこに何基建つともなっておりませんので、距離がどれくらいともちょっと今の段階ではちょっと申し上げることができません。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木清議員に申し上げます。ただ今の質問について、一般質問の対象とされる、市の事務の範囲を逸脱しております。市の事務に限って質問して下さるようお願いいたします。鈴木清議員。

◎5番(鈴木清議員)

続きましてBの質問に入りますが、この発電計画というのは、県知事の意見も参照にしたり、いろんな関係団体のお話も聞いて進めていくというふうなことでございます。吉村県知事は、近年の豪雨による土砂災害がならないか、冬期間の維持はどうするのか、イヌワシについての環境保全はどうなのかという危惧をしているようですが、イヌワシについては、どんな見解ありますか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

イヌワシも、猛禽類調査を始めて、今現在も継続して調査中だというお話は聞いております。その結果については、まだ調査も終わっておりませんので、正式な結果を受けておりません。ただ、山形県や近隣の関係自治体とも、いろいろ情報交換をしながら進めているところでございます。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木清議員。

◎5番(鈴木清議員)

先日、テレビの報道によりますと、新庄の神室山系自然を守る会では、イヌワシのつがいを発見したというふうなことでございました。つがいが、どれだけ大事なものかというのは、絶滅危惧種でありますし、また、東北では楽天イーグルスのイメージの鳥であります。私たちのシンボルであって、とても大切な鳥でありますので、バードストライクがないように。それからつがいが出たということは、それだけでも決定的な原因になるので、休止の原因になるのではないかと私は考えております。それ以外に私が危惧しているの

は、徳良湖に来る白鳥についてです。白鳥が徳良湖に来ていただけているわけですが、白鳥の渡り鳥の影響がないのかというのは、私心配なんですけれども、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

やはり今言われたとおり、懸念されるというと、白鳥の件もそういったこともございますが、そういったものを事業者側に伝えまして、検証等をさせていきたいと考えております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

事業者側にぜひ伝えていただいて、配慮書の中にもそういう検討をしていただきたいと思います。

次に、Cの質問で、風力発電による、低周波による健康被害の恐れはありませんかというふうに質問しているんですけれども、低周波についてはどのようなお考えでいらっしゃいますか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

先ほど、答弁でもご説明させていただきましたけれども、そのような低周波懸念される事項に関しましては、業者から科学的根拠に基づく丁寧な説明がなされるように働きかけを行っていきたく思っております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

業者からの科学的な根拠による答えをいただきたいというふうなことで、私もそう思いますけれども、なかなか低周波の問題が共通の理解になっていないところもありまして、聞こえない音は問題ないんだとか、そういうふうなことでありますけれども、低周波について若干説明しますと、1Hz～100Hzまで人間の低周波がありまして、20～100は聞こえる音、20から下は聞こえない音ということで、その聞こえない音の問題があって、さまざまな動物が、コウモリが亡くなったりとか、たくさんの墜落、渡り鳥の墜落とか、健康被害があります。睡眠障害、めまいがする、頭痛がする、さまざまな事例がありますが、これはまだ、環境省が提示している共通の基準はまだできていないと。しかし世界的にはいろんな事例があって、それも含めて検討しなければならぬというふうになっておりま

す。ぜひその低周波の問題も、その事業者にきちんと提示していただきますようお願いしたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

市長。

◎市長(結城裕君)

いろいろ議員のほうからお尋ねございますが、先ほども答弁させていただきましたとおりですね、まだ配慮書、配慮書というのは、山形県知事に提出されるものであります。したがって、私らのほうには、一向にそういう何を作りたいとか、どういうふうに影響があるかなんてことは、一切まだ出てきていません。したがって、まだ海のものとも、山のものとも、影響あるのかなのか、全くまだ分からない状況にあります。そこはご理解いただいて、現時点で、何かもう既に動いているかということでは全くありませんということを、市民の皆さんにご理解いただきたいというふうに思います。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

確かに仰るとおり、海のものとも、山のものとも分からない、まだ配慮書も出ていないと。しかし、これまで2回、尾花沢に風力発電事業計画が出ておりますので、やはり、市としての考えも持っていたかかないといけないと私は思っているところです。今、いろいろ進んでいるのは、環境アセスメントという法律に則って進んでいるわけです。環境アセスメントというのは、環境影響評価ということで、事業者が調べて、伝えていくと。市民にも情報を伝えて、問題ありませんよとなれば、次に方法書、その次はこうというふうに、5段階になりますけれども、私たちが意見言えるのは、1段階目と2段階までです。あと方法書までなので、いろいろ勉強していかなければいけないと。私は風力発電大好きですけれども、住民の健康と財産がだめになるようなことは絶対ならないように、そこを留意していきたいと考えております。それでですね、質問しないといけないんですけれども、さまざま今年に入って、東北各地で、その風力事業計画が白紙、撤回に追い込まれているニュースはご存知でしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

新聞報道等で、いろいろな箇所、バードストライクであったり、そういったいろいろな問題が出て

いるのは、記事等で見えております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

ニュースも気にかけていただきたいと思います。それから、その方法書まで説明会ができるわけですが、説明会の周知も積極的に自治体で周知していただけるように、通達が環境省から来ているというのをご存知ですか。

◎議長(菅野修一議員)

環境エネルギー課長。

◎環境エネルギー課長(三宅良文君)

周知の方法についてですけれども、やはり地域の皆様に分かりやすく説明していただくことは、事業者さんから相談あった際には、どの事業者さんにも説明させていただいておりますので、そこは引き続き地域住民の理解、分かりやすいような説明を求めるようなことは、引き続きしていきたいと考えております。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木清議員。

◎5番(鈴木清議員)

環境省からの通達で、説明会開催に関する留意事項ということで、2013年に出ておりました、説明会の日時や会場を開催する際は、1週間前までに都道府県や市町村の広報紙、新聞などで周知するほか、事業者や自治体のホームページで掲載し周知徹底するよう求めています。ですので、住民に情報が分かり次第、伝えて、住民に説明会に参加、できるだけ参加していただいている、賛成も反対も、科学的な根拠も出し合って、していただきたいと思います。その点どうですか。

◎議長(菅野修一議員)

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時46分

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

私の質問は大事な質問だと自分では思っておりますが、だんだん細かい細道に入っていくようでありますので、それはまた別の機会にしまして、次の希望の給食を目指してに質問を変えさせていただきたいと思っております。

給食費の徴収の仕方を、学校徴収から公会計制度に

変えていただきたいというふうな質問で、統合時の導入に向けて検討してまいりたいと思いますとありますけれども、小学校統合の時は、かなりたくさんの難しい問題いっぱい抱えてありますので、できるだけ早く、公会計にさせていただきたいと私考えております。特にこの間、教育委員会の教育評価で、公会計制度についての評価が3でありまして、これを目指す、推進すべきだという意見もありましたので、できるだけ早く、小学校統合前に、公会計にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長(菅野修一議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(岸栄樹君)

学校給食の公会計化につきましては、国のほう主導で、1日も早く、教職員の負担軽減のためにも、導入すべきとの見解もございます。本市といたしましては、統合時を目指して公会計化を調整していくという先ほどの答弁であります。前倒しでできるものならばという考えも当然持ち合わせてございますので、ご理解のほういただきたいと思います。

◎議長(菅野修一議員)

鈴木議員。

◎5番(鈴木清議員)

公会計制度で、全国でまだ3分の1しかできていないと。準備が3分の1なっていて、その方向に進んでいくようであります。私は教職員の皆さんの長時間労働の負担軽減のためにも、ぜひやっていただきたいと考えております。進んでいる県でいいますと、山梨が86.7%、岩手が80%と進んでおります。山形は12.1%で、まだまだ遅れておりますが、できるだけ早くしていただきたい要望でございます。

先ほども公会計制度を採用すると、見込まれる効果を7点にわたって仰っていただきました。ちょっと繰り返しますと、教員の業務負担軽減、2点目、保護者の利便性の向上、3番目、徴収管理業務の効率化、4番目、透明性の向上、5番目、不正の防止、6番目、公正公平性の確保、7番目、給食の安定的な実施充実というふうな効果を上げていただきましたので、ぜひとも早く進めていただきたいと思っております。

次が②の有機米を学校給食にしてはどうかということですが、県内では南陽市と高島町が進んでおります。南陽市はコシヒカリ810kg、つや姫780kg、今年出しておりますが、これを進める母体がなければできないと。農家がやらなければならないというふうなことでございます。私もそのようなことを思いま

す。米を作っていないあなたが、なぜこんなことを言うのかという、お叱りを受けそうですが、今進んでいる方向は有機米、オーガニックという方向で進んでおります。国のほうも、みどりの食料システム戦略としまして、2050年まで農林水産省が100万haの25%を目指したいというふうなことで、いろいろな補助制度があり、農家を育成すべきだというふうな方針でございます。大変追い風になっているわけです。そしてまた給食の協議会の中でも、全国オーガニック給食協議会というのでできておまして、全国で39市町村で、今年になって協議会を発足しているというふうなことです。私の頭のほうはかなり遅れておまして、時代はどんどんそういう方向に進んでいるなと思いますので、そういったこともぜひ検討していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

農林課長。

◎農林課長（五十嵐満徳君）

お答えいたします。尾花沢市の稲作農業の現状を見ますと、農業者の高齢化、そして後継者不足というような大きな課題がございます。本市といたしましても、まず課題解決に向けまして、新規就農者の育成やスマート農業の推進に取り組みながら、雇用の創出や新規就農者の確保に、現在努めているところでございます。

国のほうでは、有機農業を推進しているということでございますけれども、本市の稲作農業の現状を鑑みますと、今の段階で有機農業を進めるという考えはございません。環境が整いましたら、将来的には有機農業も進める、進めていかなければならないのかなということで、現状では考えているところでございます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

今、仰られたように、今のところそういう環境にないというのは実状であると私も認識しております。高畠町では有機農業50年、いろいろ研究してやっておりますけれども、そのとおりにいきなりなれというのはまず無理なので、希望者を募ったり、こういう助成制度があるというようなことも伝えて、そういう農家がいらっしゃれば、育てていただきたいというふうな考えであります。

次に全額無償化してはどうかというふうな議論ですが、ご存知のように、尾花沢市は半額助成を早

く、県内でもトップランナーとして、そして子どもの医療費を高校まで無料化した、すばらしいトップランナーであったわけですが、県内でどんどん無料にする自治体が増えておまして、置いてけぼりになっているという言い方おかしいですけども、トップランナーが9番に今来ているような状態です。無償化すれば、すぐ子どもがたくさん生まれるというわけでは、まず、そんなことではないですけども、負担軽減、子育て支援、先ほどの農家の人、有機米とかの支援なども入ってきておまして、時代はそういう方向に行っているなというふうに思います。先ほどの答弁でもありましたように、本来国がすべきだというのは、私も同じです。国が間もなくの状態に来てますけれども、なかなかそこまでいかない。東京都の場合は、23区中20区で無償化になっております。先日、小池東京都知事も、私立の高校、高等学校の無償化も打ち出して、給食の負担軽減もこれから考えていくというニュースで見ましたけれども、早速東京に引っ越したいという人がインタビューで喋っていましたけれども、予算に余裕あるところはできますけれども、なかなかできなくて、県のほうにも、国のほうにも、市長のほうで要望を出してもらっておりますけれども、無償化をする、決断をする時期が私は迫ってきているなと思います。小学校の統合時期というのもありますけれども、早く無償化にさせていただいて、尾花沢をアピールしていただきたいと思いますが、市長どう考えておりますか。

◎議長（菅野修一議員）

市長。

◎市長（結城裕君）

給食費の無償化ですね。でき得る限り早く私も実現したいなというふうには思っているところであります。しかしながら、もちろんその財源的な部分もあり、すぐというわけにはなかなかいかない。一方で今議員仰ったように、私の答弁の中にもあったと思いますが、やはり地域によって格差ができる、子どもを子育てをする中で、あの地域に行けばこういうことができる、この地域に行くときできない。そういうことで、なおかつ、少ない子どもさんを奪い合いするような状態では、国として、やはり方向性が間違っているのではないかなというようなことを、県内市長会でも、東北市長会でも、なおかつ全国市長会、全国市長会長が相馬市長であります。政府のさまざまな会議に参加しております。その中で代表して、常にその発言をしておるというふうにも聞いておりますので、その辺を期待して、何とか全国一律に無償化になるように、私ども鋭意、



今後も努めてまいりたいというふうを考えております。  
以上であります。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木議員。

◎5番（鈴木清議員）

私は今回質問で、希望の給食というタイトルを付けてまして、給食は子どもを中心に、いろいろなものを改善していくという力があって、有機米の方向も出ていますし、いろんな方向が出ていまして、そういう方向に進めていきたいと考えておりますので、全額無償化も、市長に頑張ってください、決断をしていただきたいと思います。希望を述べさせていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。

これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。  
これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会 午後3時58分